

# 流山市高齢者支援計画

(高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)

— 第7期・平成30年度～平成32年度 —

地域ぐるみの支え合いでつくる  
元気で 生き生き 安心 流山

平成30年3月

流山市

# 目次

第1編：総論	1
第1章 計画策定の趣旨	2
1 計画の位置付け	2
2 地域福祉計画とのつながり	3
3 計画の期間	4
4 策定方針・策定体制	5
第2章 流山市の高齢者を取り巻く現状と課題	6
1 日常生活圏域の設定	6
2 高齢者数の状況	8
(1) 総人口の推移	8
(2) 高齢者数の推移	9
(3) 高齢化率の推移	10
(4) 圏域別・年齢階層別にみた高齢者数等の推移	11
3 高齢者等実態調査の結果から見た高齢者の状況	14
(1) 調査の概要	14
(2) 高齢者一般調査結果	15
(3) 要支援・要介護認定者調査	26
(4) 調査結果から見る高齢者施策への期待	32
4 介護保険事業の状況	35
(1) 要支援・要介護認定者数の推移	35
(2) 給付費の推移	37
5 介護保険制度改正の動向	38
(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進	38
(2) 介護保険制度の持続可能性の確保	39
(3) 関連する法制度・サービス	39
6 第6期計画の取り組み状況の評価	40
第3章 第7期計画の基本的な考え方	43
1 基本理念	43
2 基本目標と施策目標	44
3 施策の体系	45

第2編：各論	47
第1章 地域ぐるみ支え合い体制づくりの推進	48
(地域包括ケアシステムの推進)	48
1 いつまでも元気で暮らせる健康づくり	49
(1) 健康づくりの啓発・推進	50
(2) 健康保持・増進（一次予防）	51
(3) 疾病の早期発見・早期治療（二次予防）	53
2 生きがいのある地域づくり	57
(1) 生きがい対策の充実	57
(2) 就業の支援	60
(3) 外出の支援	61
3 介護予防と社会参加の推進	62
(1) 介護予防・日常生活支援総合事業への対応	62
(2) 社会参加を通じた生きがいと介護予防の推進	72
4 介護・福祉サービスの充実	76
(1) 地域包括支援センターの機能強化	76
(2) 在宅介護の支援	80
(3) 高齢者福祉サービスの充実	82
(4) 認知症に係る総合的な支援	85
(5) 介護人材に関する施策	90
5 介護と医療の連携推進	91
(1) 在宅医療連携拠点事業の展開	91
(2) 市民への普及啓発（介護支援課）	94
6 在宅での生活の継続を支える地域づくり	95
(1) 高齢者の見守り活動の推進	95
(2) 地域の支え合い活動の推進	96
(3) 高齢者の権利擁護に係る施策の推進	98
(4) 地域で安心して暮らすための支援	100
7 高齢者の住まいに係る施策の推進	101
(1) 高齢者が安心して居住する場の確保	101
(2) 在宅の居住環境の整備	102
第2章 高齢者を支える介護体制づくり	103
(介護保険事業のサービス量見込みと保険料)	103
1 予防給付サービスの推進（介護支援課）	103
(1) 介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）	103

(2) 介護予防訪問看護.....	103
(3) 介護予防訪問リハビリテーション.....	104
(4) 介護予防居宅療養管理指導.....	104
(5) 介護予防通所介護（デイサービス）.....	104
(6) 介護予防通所リハビリテーション（デイケア）.....	105
(7) 介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）.....	105
(8) 介護予防福祉用具貸与.....	105
(9) 介護予防特定施設入居者生活介護.....	106
(10) 介護予防特定福祉用具販売.....	106
(11) 介護予防住宅改修.....	106
(12) 介護予防支援（介護予防ケアプラン作成）.....	107
2 介護給付サービスの推進（介護支援課）.....	108
(1) 訪問介護（ホームヘルプサービス）.....	108
(2) 訪問入浴介護.....	108
(3) 訪問看護.....	109
(4) 訪問リハビリテーション.....	109
(5) 居宅療養管理指導.....	109
(6) 通所介護（デイサービス）.....	110
(7) 通所リハビリテーション（デイケア）.....	110
(8) 短期入所生活介護（ショートステイ）.....	110
(9) 短期入所療養介護（ショートケア）.....	111
(10) 福祉用具貸与.....	111
(11) 特定施設入居者生活介護.....	111
(12) 特定福祉用具販売.....	112
(13) 住宅改修費の支給.....	112
(14) 居宅介護支援（ケアプランの作成）.....	112
(15) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）.....	113
(16) 介護老人保健施設（老人保健施設）.....	113
(17) 介護療養型医療施設（療養型病床群）.....	113
3 地域密着型サービスの推進（介護支援課）.....	114
(1) 地域密着型介護予防小規模多機能型居宅介護.....	114
(2) 地域密着型定期巡回・随時対応型訪問介護看護.....	114
(3) 地域密着型夜間対応型訪問介護.....	115
(4) 地域密着型認知症対応型通所介護.....	115
(5) 地域密着型小規模多機能型居宅介護.....	115
(6) 地域密着型認知症対応型共同生活介護（グループホーム）.....	116

(7) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護.....	116
(8) 看護小規模多機能型居宅介護.....	116
4 介護予防・日常生活支援総合事業の推進（介護支援課）.....	117
(1) 訪問型サービス.....	117
(2) 通所型サービス.....	117
(3) 介護予防ケアマネジメント.....	117
5 その他サービスの推進（介護支援課）.....	118
(1) 介護支援専門員の支援.....	118
(2) シルバーサービス事業者連絡会.....	118
(3) 介護相談員派遣.....	118
(4) 介護保険制度モニター.....	118
6 介護保険サービスの事業規模及び介護保険料.....	119
(1) 要介護・要支援認定者数の見込み.....	119
(2) 介護サービスの利用量の見込み.....	121
(3) 介護保険事業にかかる総費用の見込み.....	123
(4) 第1号被保険者（65歳以上）の介護保険料の設定.....	124
(5) 第5期と第6期の介護保険料所得段階設定の比較.....	127
資料編.....	130
■ 流山市福祉施策審議会 委員名簿.....	131
■ 計画の策定過程.....	132
■ 答申書.....	133
■ 第5期（平成24～26年度）介護保険事業の実績.....	135
■ 用語集.....	141
■ ながいき体操.....	巻末 別紙

## 第1編：総論

## 第1章 計画策定の趣旨

### 1 計画の位置付け

#### 法的な位置付け

「高齢者支援計画（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）」は、老人福祉法第20条の8に規定する高齢者に関する施策事業の確保を定める「老人福祉計画」と介護保険法第117条に規定する要介護高齢者等に関するサービス見込量や整備方針等を定める「介護保険事業計画」を一体化した計画です。

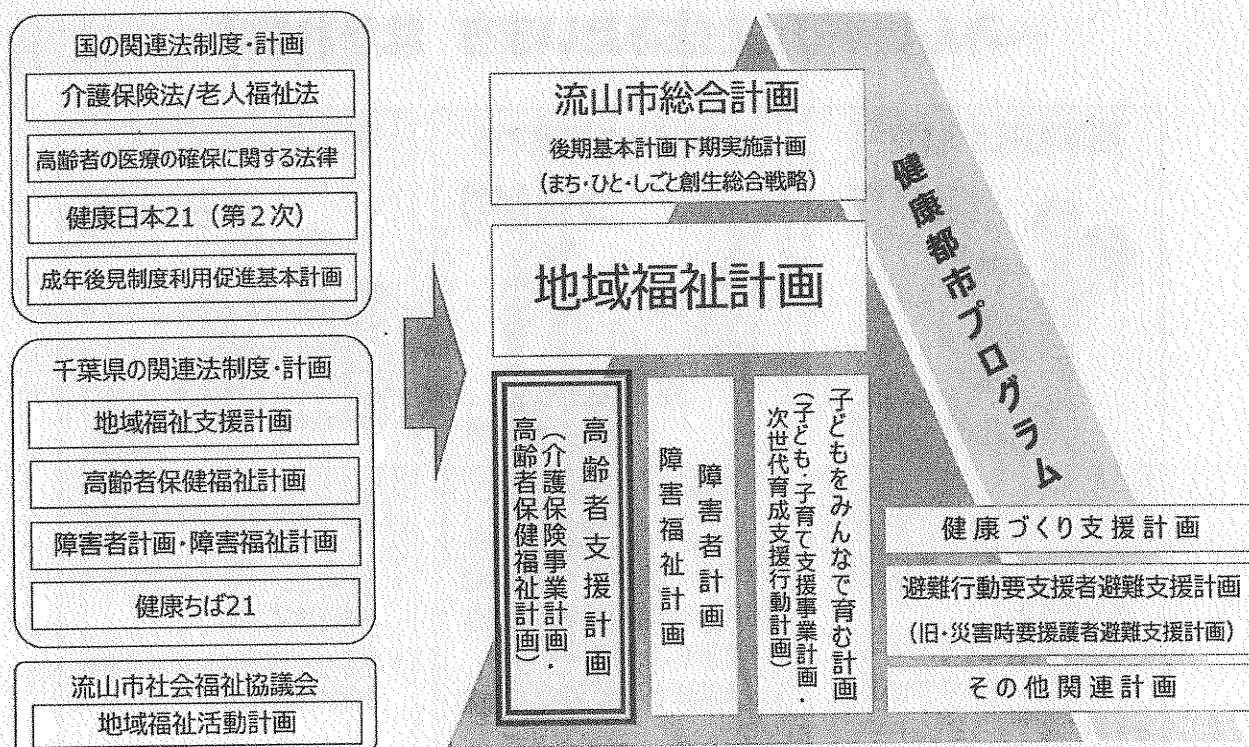
#### 流山市での位置付け

流山市の最上位計画である総合計画（基本構想）や地域福祉の基本的方針を示した地域福祉計画に基づき、高齢者施策の分野別計画として策定するものです。

また、健康づくり支援計画、避難行動要支援者支援計画などの関連施策や、教育・住宅・交通・環境などの分野とも連携を図っていきます。

#### 関係機関・その他計画との関連

健康日本21や障害者基本計画等の国の関連法制度・計画との整合を図ります。また千葉県が策定する千葉県高齢者保健福祉計画、流山市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画とも連携を図っていきます。



## 2 地域福祉計画とのつながり

流山市では、平成29年3月、地域福祉の基本的方針を示す第3期地域福祉計画を策定しました。第3期地域福祉計画では、「自助・共助・公助」の考え方のもと、役割分担・できることを具体的に示して、地域に関わるすべての人が活動に参加しやすい環境づくりを通じて、地域のチカラの底上げを目指しています。

高齢者支援計画においても、地域包括ケア、地域活動を通じた健康寿命の延伸など、地域での活動推進、連携、協働が重要となっています。高齢者支援計画の策定や施策の実施にあたっては、地域のチカラを高めていくことを意識していきます。

### 流山市第3期地域福祉計画・H29-H33

身近な地域で解決する福祉のニーズ      地域活動で健康に-人も都市も健康に-

コミュニティの維持  
地域活動の担い手

地域活動で  
心身ともに健康に

災害時も  
地域の活動が大切

多様化する  
福祉のニーズ

できることから始めよう みんなで高める地域のチカラ

～みんながずっと住みたいまち ながれやま～

<p>地域福祉を推進する <b>担い手</b></p>  <p><b>自助=市民</b></p> <p>市民一人ひとりができること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 普段から互いにあいさつをしたり、声かけをする。</li> <li>• 日常生活の中でボランティアや地域活動への関心を持ったり、参加したりする。</li> </ul>	<p>地域福祉を推進する <b>つながり</b></p>  <p><b>共助=地域</b></p> <p>地域のみんなでできること 自治会・NPO・団体・事業者 民生委員・児童委員・社会福祉協議会等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 介護や子育てなど、地域の情報を発信したり、気軽に話し合う場を持ち、みんなで助け合う。</li> <li>• 地域の皆で連携、協力して活動に取り組む。</li> </ul>	<p>地域福祉を推進する <b>まちづくり</b></p>  <p><b>公助=行政</b></p> <p>行政・市が取り組むべきこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 地域における見守りや支え合い活動を推進する。</li> <li>• ボランティアの養成、権利擁護の取組みを進める。</li> </ul>
--	---	--



### 3 計画の期間

平成26年3月に策定した計画（第6期計画）を見直し、計画期間を平成30年度から平成32年度までの3か年とする「流山市高齢者支援計画（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）」（第7期計画）を策定します。

なお、介護保険事業計画については、「団塊の世代」が後期高齢者となる2025年（平成37年）を見据えて、中長期的な視野に立った計画として策定します。

計画名称	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	
総合計画	後期基本計画 (平成12～31年度)								
	中期実施計画 (平成25-27年度)		下期実施計画 (平成28～31年度)						
地域福祉計画	第2期 (平成24～28年度)			第3期 (平成29～33年度)					
高齢者支援計画	第5期	第6期 (平成27～29年度)			第7期 (平成30～32年度)				
	見直し 第6期計画 策定			見直し 第7期計画 策定			見直し 第8期計画 策定		
障害者計画	第4次	第5次 (平成27～32年度)							
障害福祉計画 障害児福祉計画	第3期	第4期 (平成27～29年度)			第5期 (平成30～32年度)				
					第1期 (平成30～32年度)				
子どもをみんなで 育む計画 <small>子ども・子育て支援総合計画</small>	※	第1期 (平成27～31年度)							
健康づくり支援計画		第1期 (平成27～31年度)							

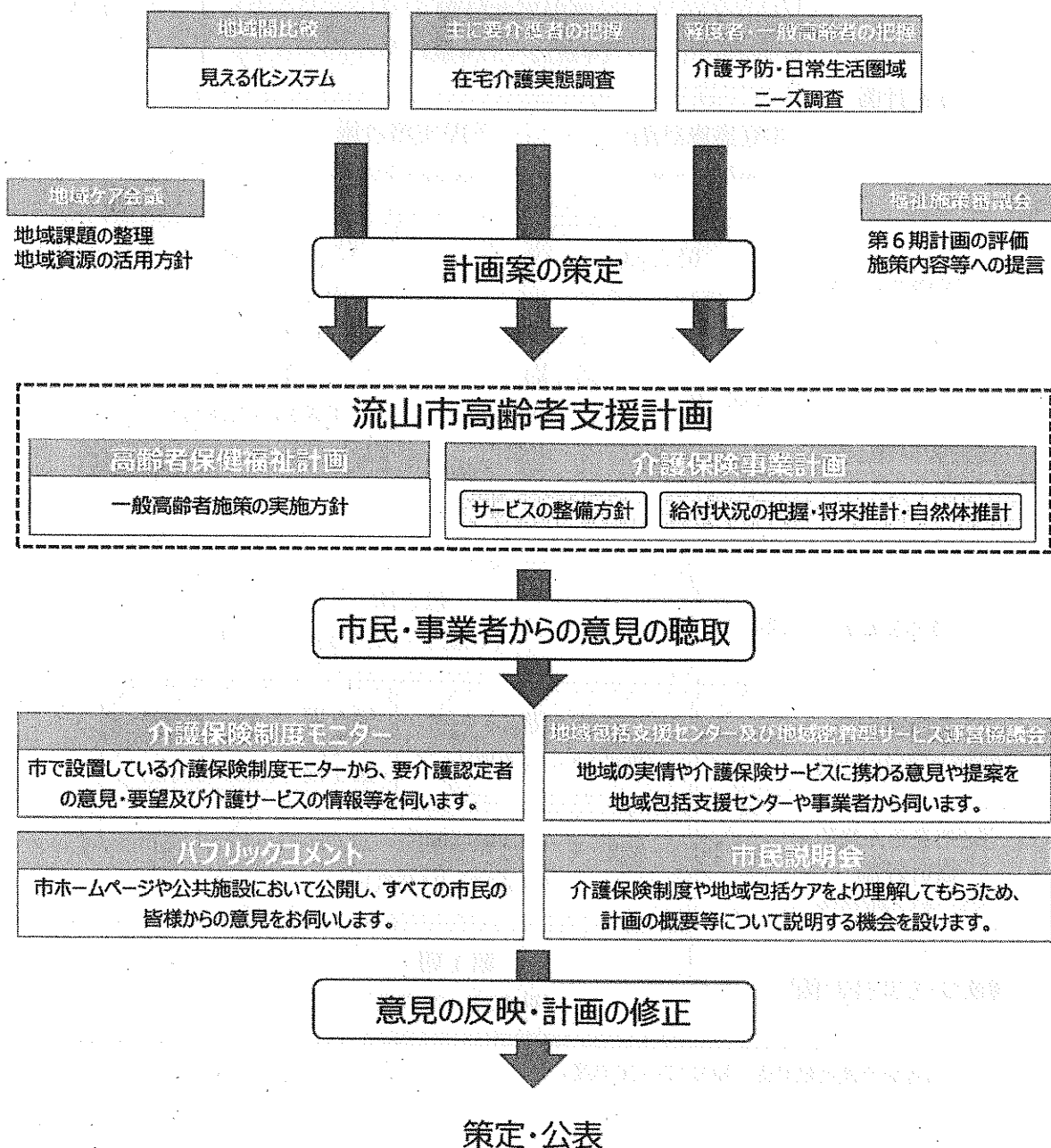
※次世代育成支援行動計画（平成17～26年度）

## 4 策定方針・策定体制

高齢化の一層の進展、高齢者を取り巻く社会環境の変化、高齢者自身の生活志向や意識の多様化、介護や支援を要する高齢者の増加など地域の高齢者をめぐっては様々な課題があります。

特に、2025年（平成37年）には「団塊の世代」が75歳以上となり、地域社会の高齢化が一層伸展します。これを見据えて、高齢者が健康で生きがいをもって暮らせるよう、高齢者の社会参加の促進や健康づくり等の諸施策を推進するとともに、介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で、可能な限り日常生活を送ることができる地域社会づくりを推進するための計画として策定します。

また、市民や介護事業者・関係者の意見を反映した計画として策定する必要があることから、アンケート調査や市民参加条例に基づく複数の市民参加手続の実施を通じて、市民参加を基本とした計画策定を目指します。



## 第2章 流山市の高齢者を取り巻く現状と課題

### 1 日常生活圏域の設定

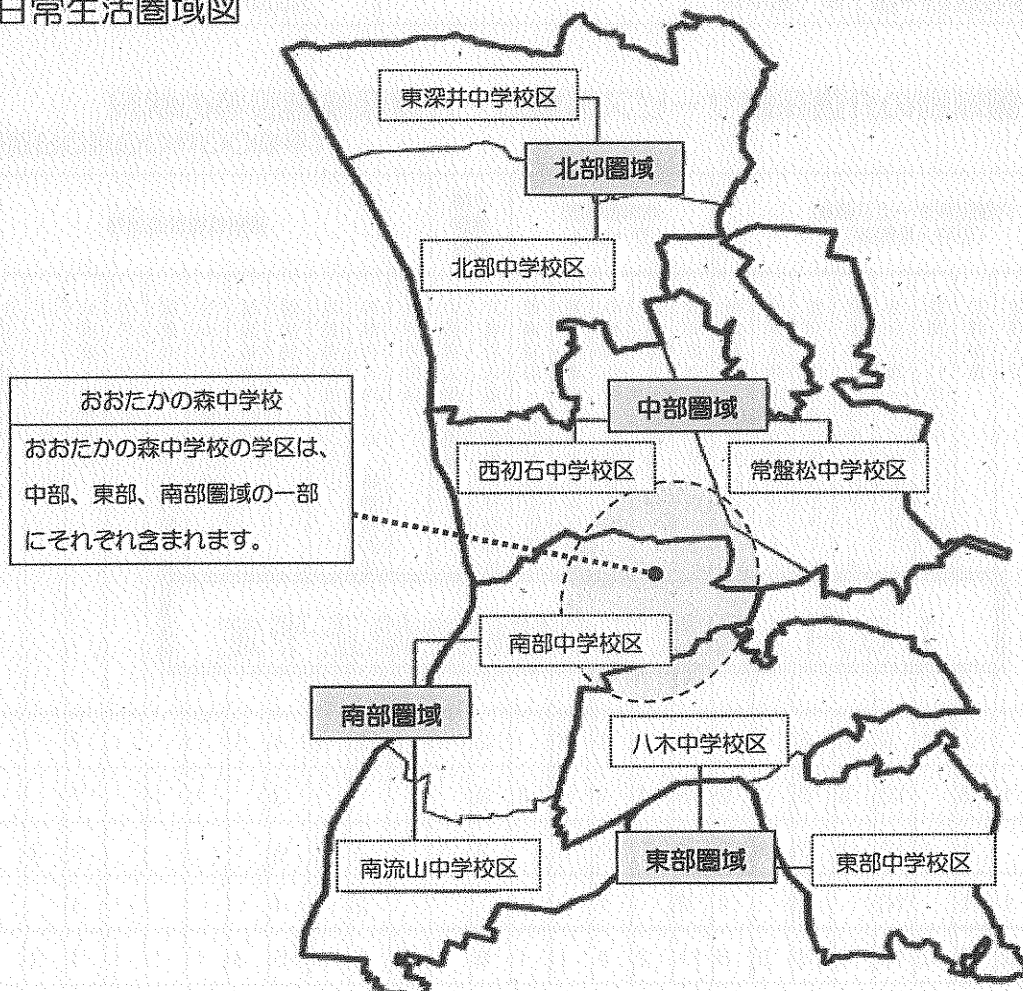
高齢者が住み慣れた地域で生活し続けられる社会基盤を整備するため、高齢者の日常生活の場である「日常生活圏域」において、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を構築することが必要となっています。

本市では、第3期介護保険事業計画から、地理的条件、人口、交通事情等及び本市の他の計画における地域区分などを総合的に勘案して、中学校区を基本に、4つの日常生活圏域を定めています。

各圏域においては、高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）が中心となり、地域ケア会議等を通じて地域の現状や課題を把握するとともに、関係機関との情報共有やネットワークの構築等に取り組んでいます。また、高齢化による相談ニーズの増加にも対応するため、人員の増員等による体制の充実に努めています。

第7期の日常生活圏域には、これまでの取り組みを着実に進めるためにも4つの体制を継続していきますが、平成27年4月に「おおたかの森中学校」が開校するなど、各圏域の現況が変化しています。人員の増員等の体制については、その状況を見極め対応を図ります。

#### ■日常生活圏域図



## 第2章 流山市の高齢者を取り巻く現状と課題

### ■ 日常生活圏域の詳細

(平成29年4月1日現在の字名及び中学校区)

圏域	中学校区	該当住所	高齢者なんでも相談室 (地域包括支援センター)
北部	北部中学校区 東深井中学校区	富士見台・小屋・南・北・中野久木・平方・平方村新田・美原1～4丁目・江戸川台東1～4丁目・江戸川台西1～4丁目・東深井・西深井・こうのす台・深井新田・西初石1丁目(73番地を除く)・上新宿新田35～98番地	北部高齢者なんでも相談室 (地域包括支援センター)  江戸川台東2丁目19番地 旧江戸川台出張所
中部	常盤松中学校区 西初石中学校区  ※おおたかの森中学校区の一部	東初石1～6丁目・青田・駒木・駒木台・十太夫・美田・若葉台・桐ヶ谷・谷・下花輪・上貝塚・大畔・上新宿・上新宿新田27～34番地・西初石1丁目73番地・西初石2～6丁目	中部高齢者なんでも相談室 (地域包括支援センター)  下花輪409番地の6 東葛病院付属診療所内
東部	東部中学校区 八木中学校区  ※おおたかの森中学校区の一部	西松ヶ丘1丁目・松ヶ丘1～6丁目・向小金1～4丁目・前ヶ崎・名都借・宮園1～3丁目・思井・中・芝崎・古間木・前平井・後平井・野々下1～6丁目・長崎1～2丁目	東部高齢者なんでも相談室 (地域包括支援センター)  野々下2丁目488番地の5 特別養護老人ホームあざみ苑内
南部	南部中学校区 南流山中学校区  ※おおたかの森中学校区の一部	大字三輪野山・三輪野山1～5丁目・大字流山・流山・流山1～9丁目・加・加1～6丁目・市野谷・平和台1～5丁目・大字鱸ヶ崎・鱸ヶ崎・木・南流山1～8丁目・西平井	南部高齢者なんでも相談室 (地域包括支援センター)  平和台2丁目1番地の2 流山市ケアセンター2階

### ■ 日常生活圏域別の介護保険サービス事業所・介護保険施設等の状況

(平成〇〇年〇〇月〇日現在)

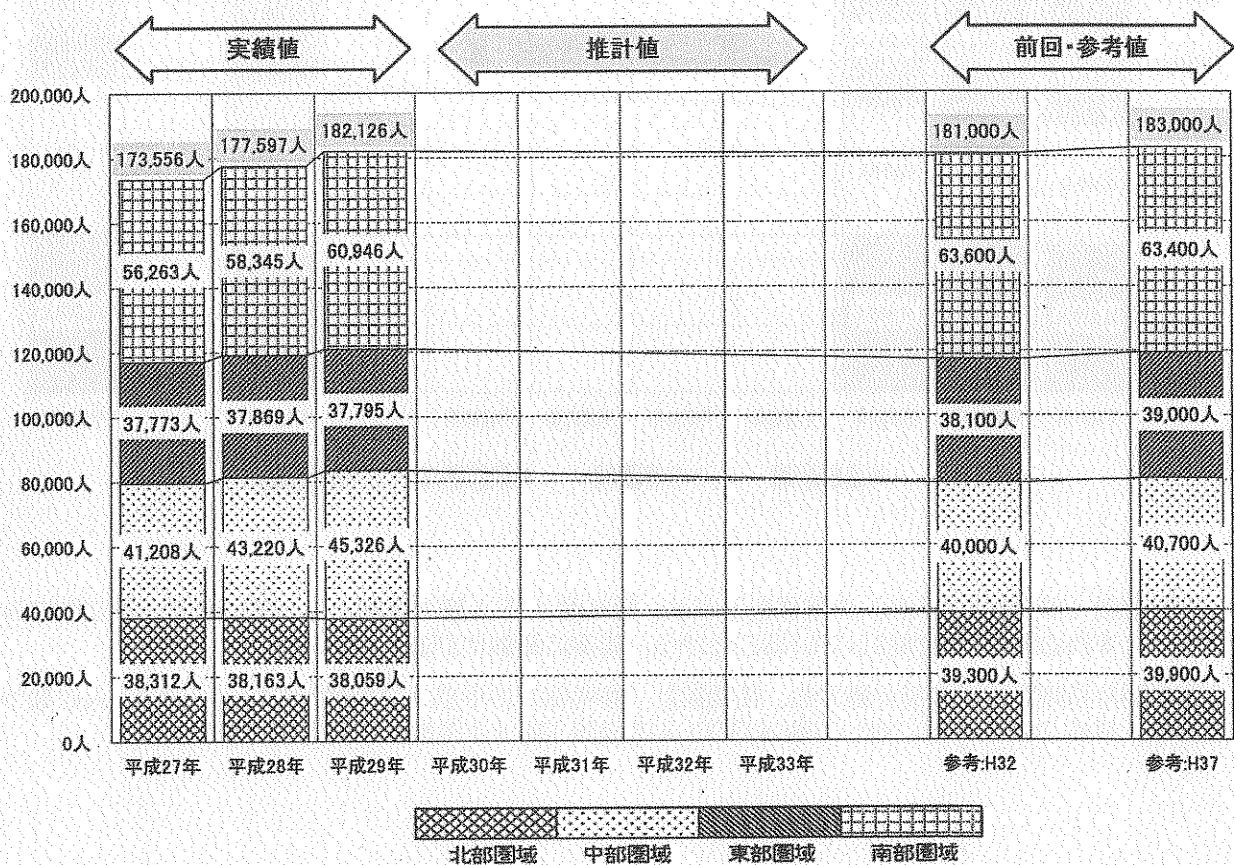
区分	地域包括支援センター	介護保険サービス事業 (在宅・訪問系)										地域密着型サービス				介護保険施設	高齢者福祉施設等													
		居宅介護支援	訪問介護	訪問入浴	訪問看護	訪問リハビリテーション	通所介護(デイサービス)	通所リハビリテーション(デイ)	短期入所生活介護(ショート)	短期入所療養介護(ショート)	特定施設入居者生活介護	認知症対応型生活介護(グループ)	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	地域密着型介護老人福祉施設		定期巡回・随時対応型訪問介護	介護老人福祉施設(特別養護)	介護老人保健施設	ケアハウス	有料老人ホーム(特定施設指)	高齢者福祉センター	福祉会館	高齢者趣味の家	シルバー人材センター	保健センター(平日夜間・休)	ケアセンター	公民館・文化会館	コミュニティホーム	生涯学習センター
10月1日現在の数値で修正予定																														
北部	1	17	16		2	1	9	2	3	1	2	2	1	1	1		2	1	1	2	1	4	1					1		5
中部	1	10	6	1	3		12	2	5		2	3	1	1		1	2					3		1	1			1		4
東部	1	5	4		1	1	12	1	3	1	3	4		1			2	1	1	1		4	1				1	3	1	4
南部	1	8	8	1	1		10		2		1	2		1						2		4	1			1	3			2
計	4	40	34	2	7	2	43	5	13	2	8	11	2	4	1	1	6	2	2	5	1	15	3	1	1	1	6	3	1	15

## 2 高齢者数の状況

### 高齢者数の状況等における人口推計の条件

※ 平成29年までの実績値は住民基本台帳人口です。(各年4月1日現在)  
 ※ 平成30年以降の人口推計については、流山市総合計画後期基本計画策定に伴う将来人口推計データ(平成29年時点の推計)を使用しています。(各年4月1日現在)  
 ※ 本計画は平成30～32年度を計画期間としていますが、「団塊の世代」が75歳以上となる2025年(平成37年)を見据えた介護保険事業計画として策定するため、平成32年、平成37年の推計値を参考として表記します。  
 なお、この推計値は、平成21年時点の推計における前提条件をそのままに長期の推計を行った参考値です。  
 ※ 実績値は実数、推計値は百の位を四捨五入して、1,000人単位で表示しています。圏域別の内訳については総人口に合わせて100人単位で調整しています。

### (1) 総人口の推移

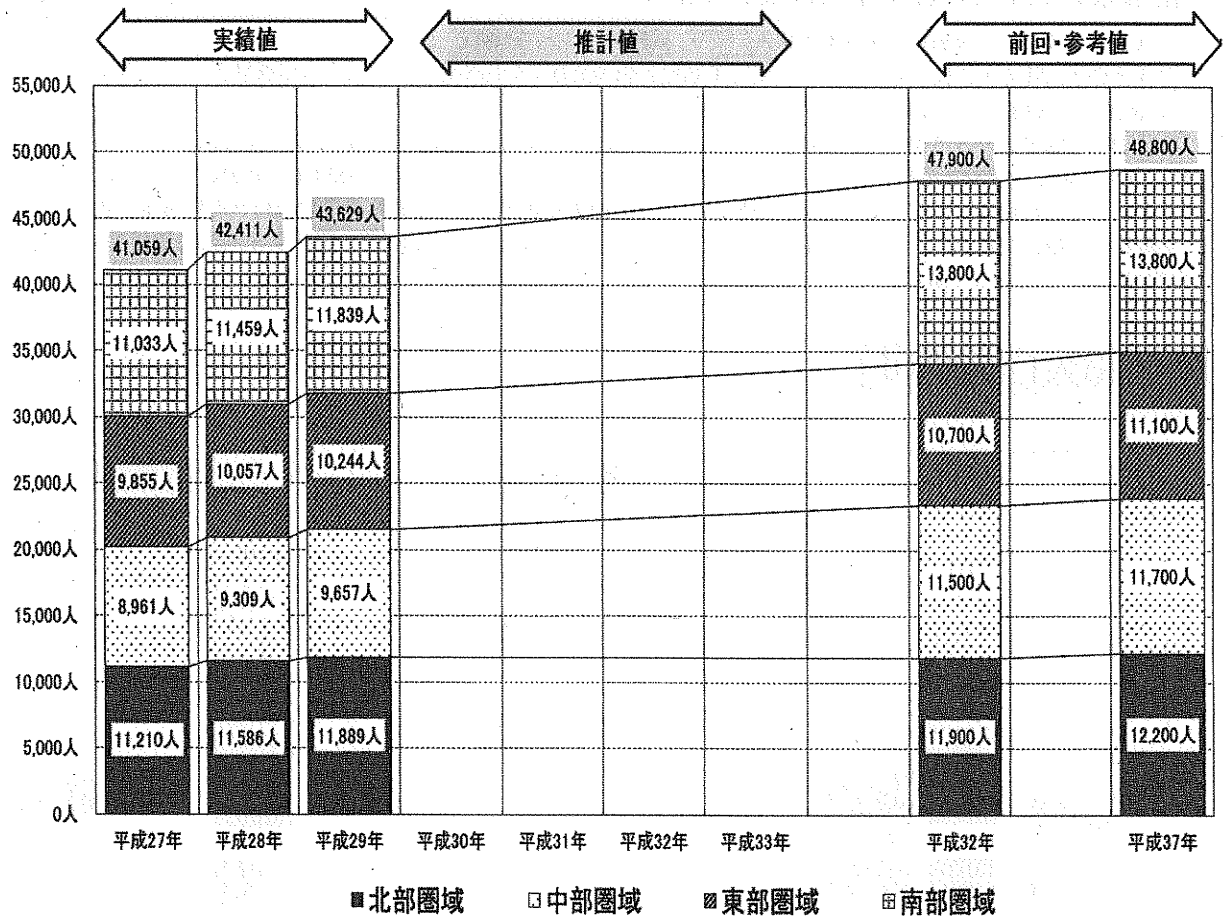


総人口の推移をみると、毎年度4千人程度の上昇傾向にあります。圏域別にみると、開発の影響が大きい中部圏域、南部圏域で増加傾向が顕著となっており、東部圏域、北部圏域ではほぼ横ばい傾向となっています。

この上昇傾向については、推計値を上振れしており、第6期計画策定時点での長期推計である平成32年・平成37年と比較して、平成29年時点の人口はほぼ同規模となっています。

\*人口推計(最新版)は、平成29年9月頃を目途に公表される新たな推計値を活用します\*

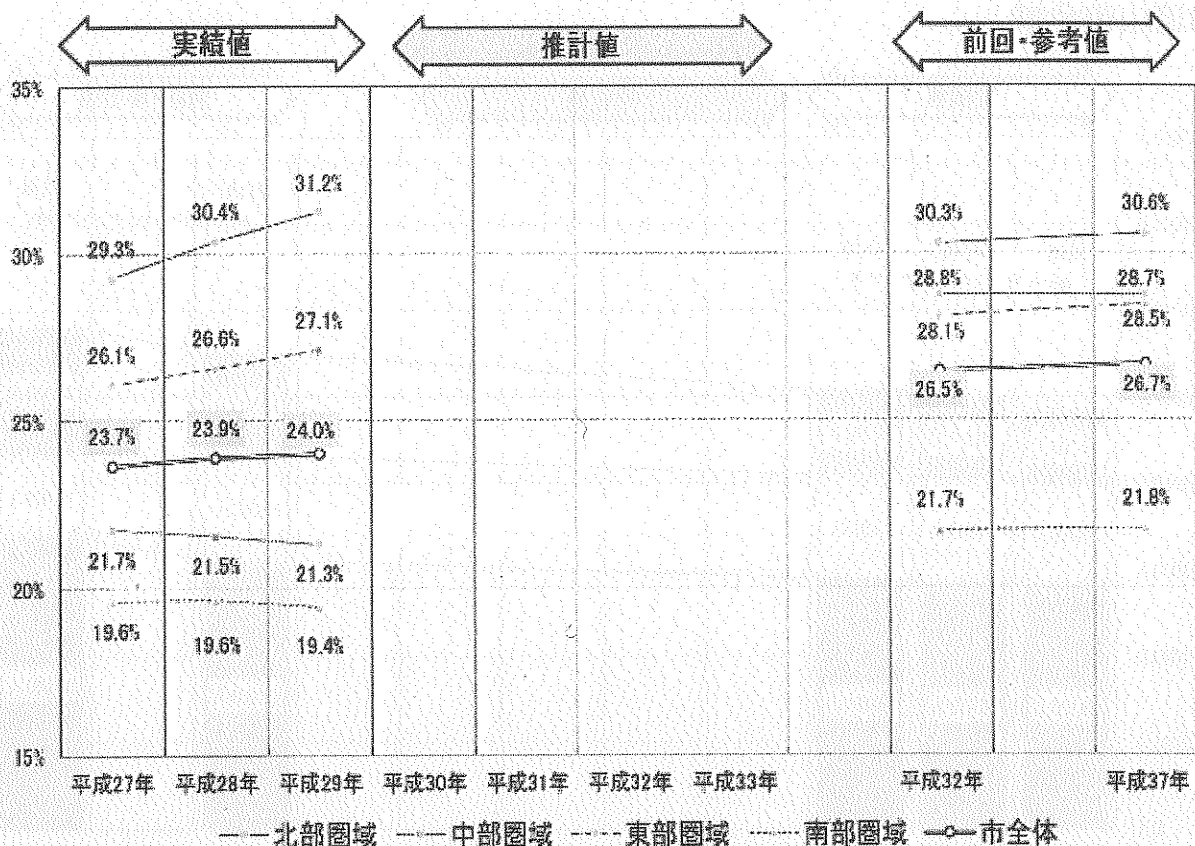
(2) 高齢者数の推移



高齢者数（65歳以上人口）の推移をみると、毎年度1千人超の増加となっています。圏域別にみても、いずれの圏域でも増加していることから、着実に高齢化が進んでいます。

第6期計画策定時点の推計値でも、長期推計（参考値）の平成32年度末には47,900人となっており、平成29年4月に対して約4,000人の増加（約11%増）が見込まれます。

(3) 高齢化率の推移



高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）の推移をみると上昇傾向にありますが、子育て世代の転入が続いているため、その上昇のスピードは緩やかになっています。第6期計画の策定時点では、最終年度の平成29年度末には高齢者数が総人口の4人に1人を超えて、約26%となると見込んでいましたが、約2ポイント下回りました。

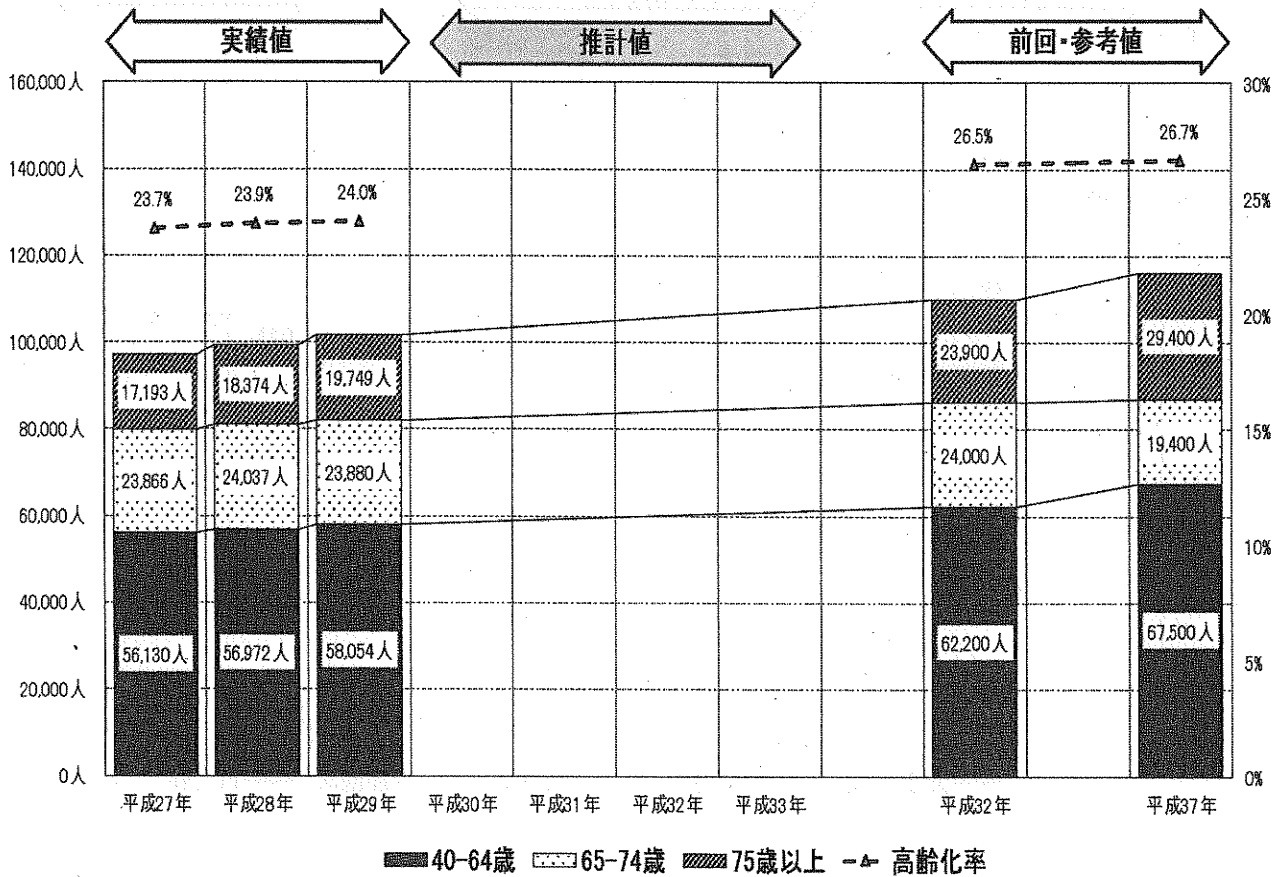
ただし圏域別でみると、圏域ごとに状況が大きく異なります。北部圏域、東部圏域の順に高齢化率が高く、30%前後まで上昇しています。その一方で、南部圏域、中部圏域では、つくばエクスプレス沿線の開発に伴って子育て世代の転入者が多いこと等が影響し、高齢化率は下がっています。

高齢化率については、今後も圏域によっては開発の状況やこれに伴う転入者の年齢層に影響を受ける可能性があります。全体として第7計画期間中は増加傾向にあると考えられます。

なお、高齢化率が最も低い南部圏域においても、高齢者数については最も高齢化率が高い北部圏域について多いことから、高齢化率に左右されるだけでなく、高齢者の実数にも留意しながら計画を遂行していきます。

(4) 圏域別・年齢階層別に見た高齢者数等の推移

■ 流山市全域

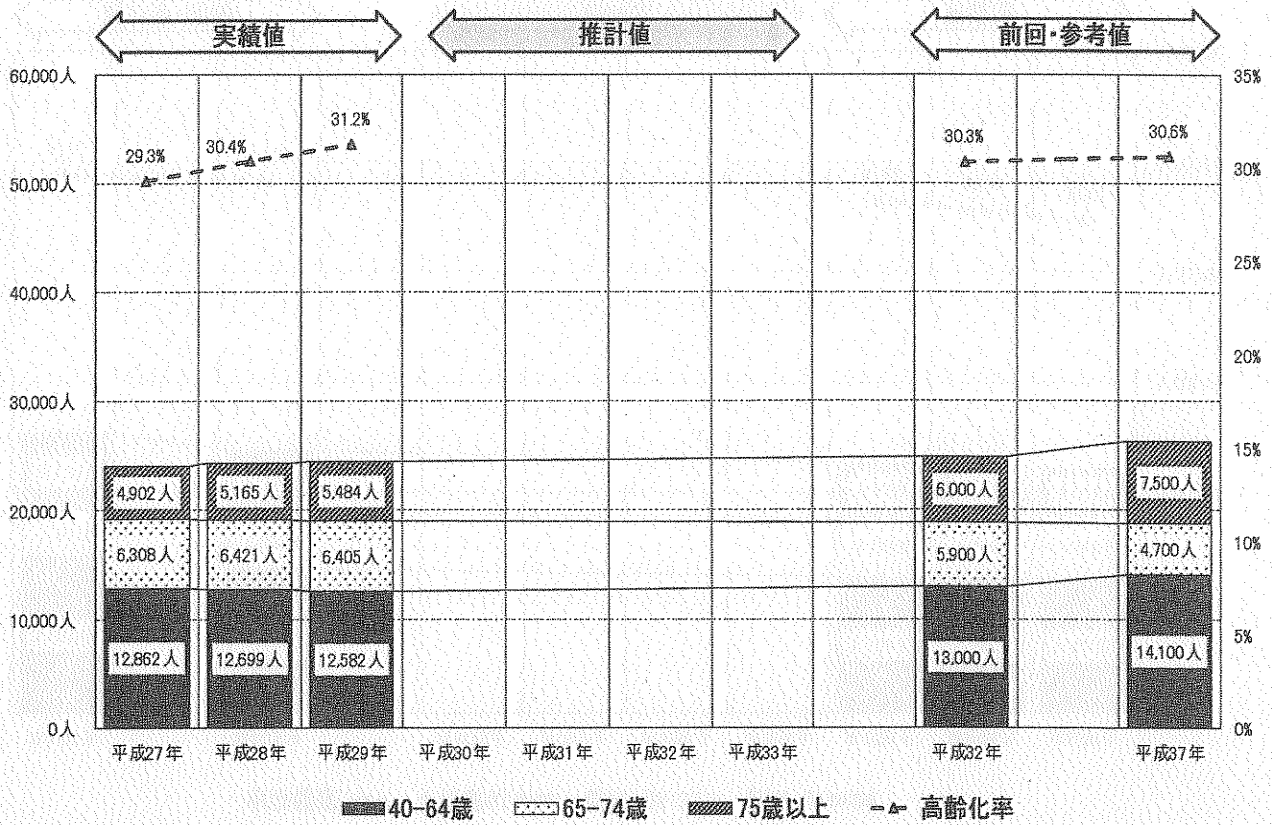


市域全体の40歳以上の人口の推移をみると、これまで各年齢層とも増加傾向にありましたが、「団塊の世代」が既に65歳以上となったことで、平成28年から平成29年にかけて、65-74歳の人口は減少しています。

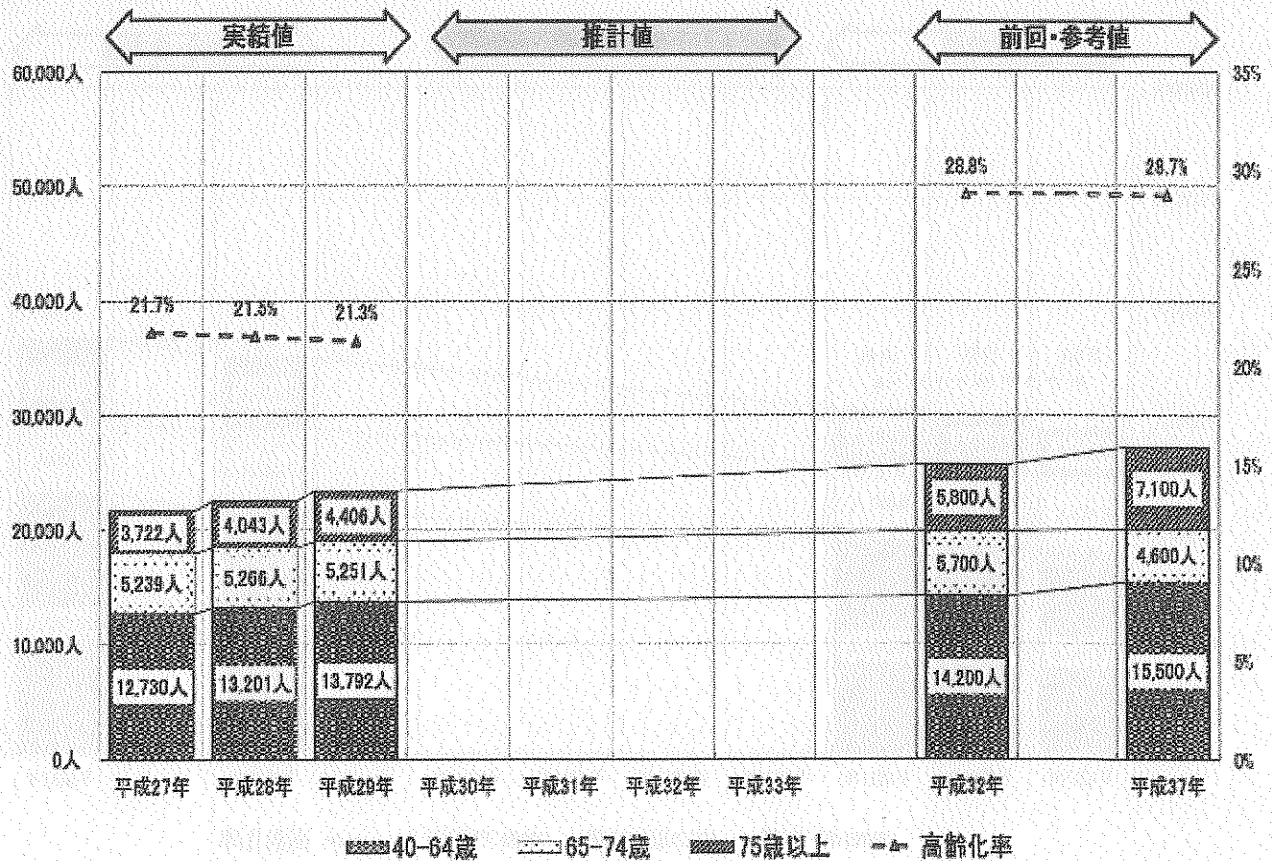
一方、75歳以上の後期高齢者数は増加傾向であり、今後も大きく増加していくと見込まれ、長期推計（参考値）でも、「団塊の世代」が75歳以上となる平成37年にかけて、減少傾向の前期高齢者数を後期高齢者数が逆転し、総人口の約16%が後期高齢者となると予想されています。



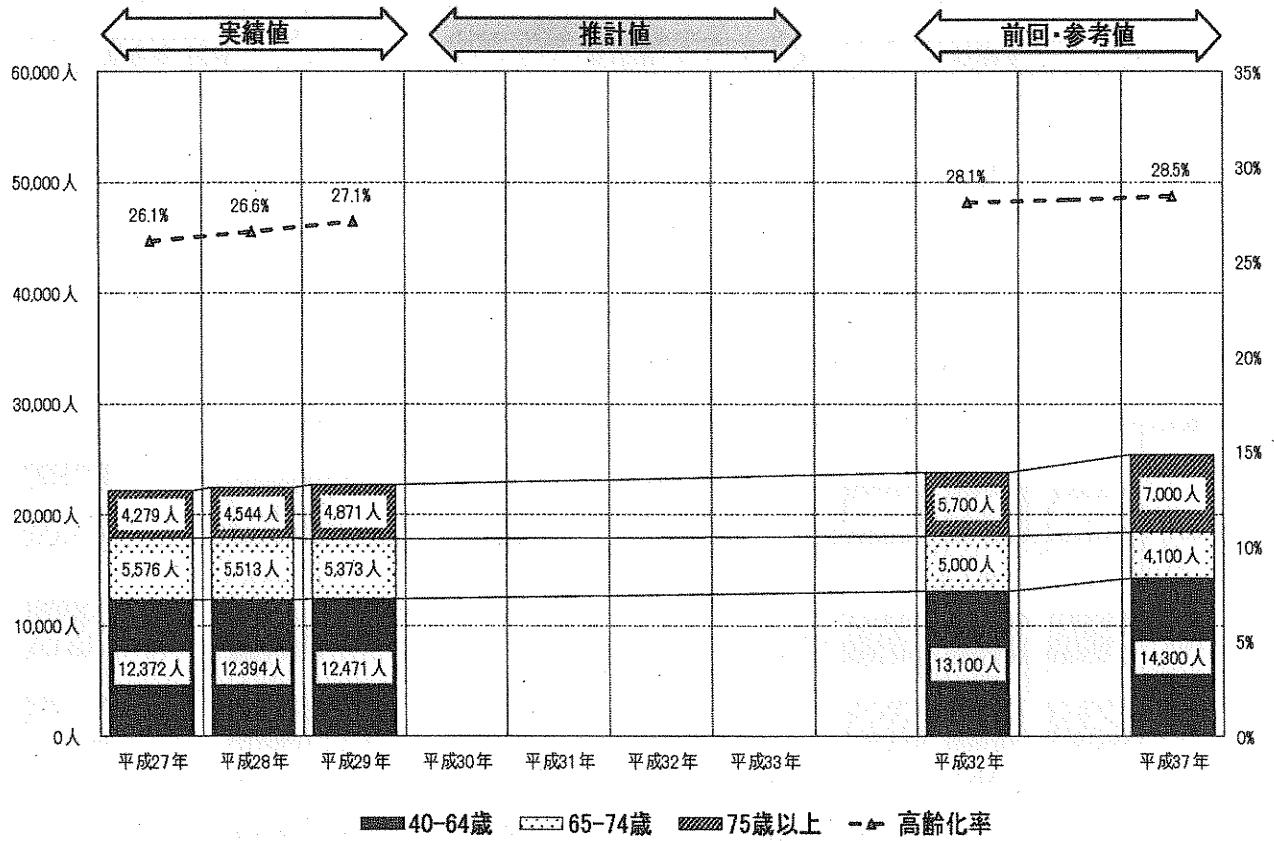
■北部圏域



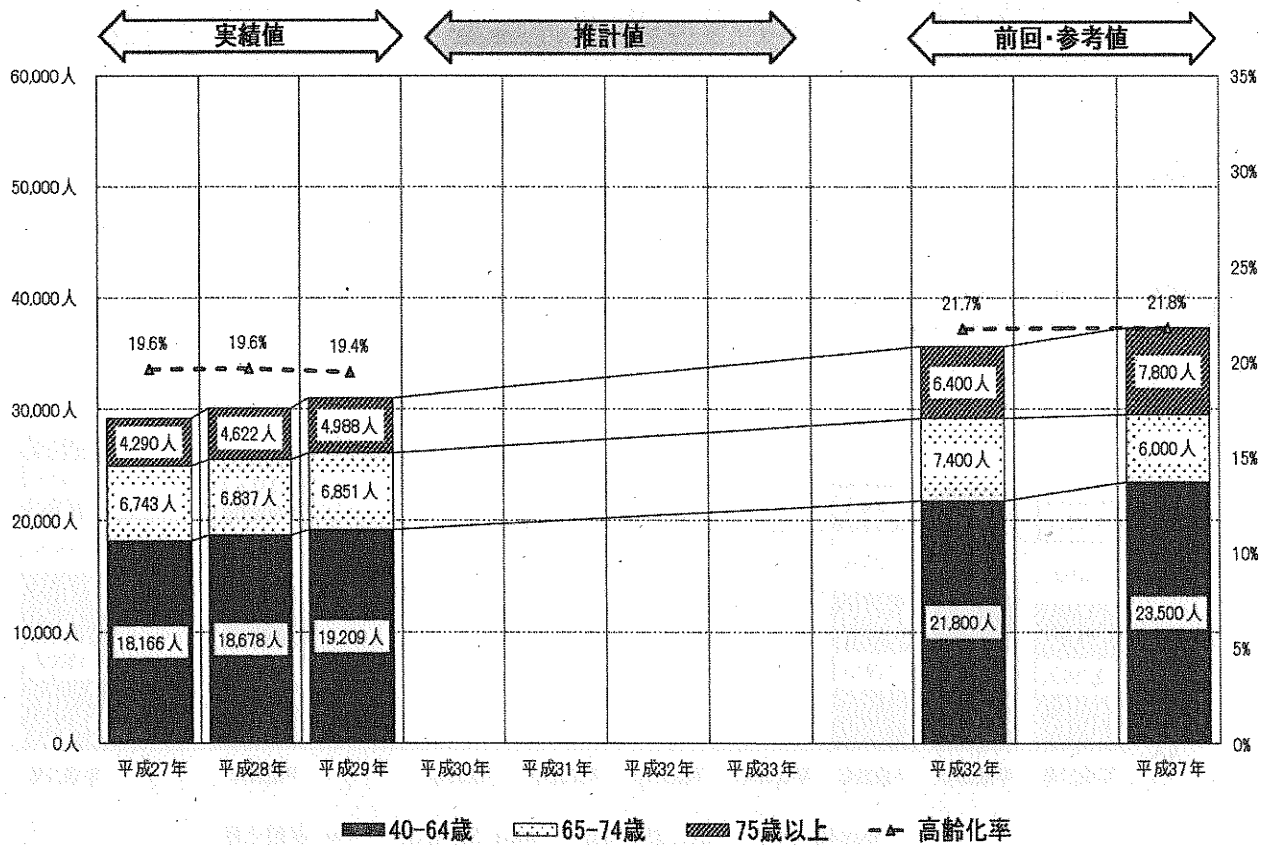
■中部圏域



■ 東部圏域



■ 南部圏域



### 3 高齢者等実態調査の結果から見た高齢者の状況

#### (1) 調査の概要

##### ① 調査目的

高齢者等の状況や高齢者福祉及び介護サービスに対する意見・意向等の把握し、本計画策定の基礎資料とすることを目的として実施したものです。

##### ② 調査対象

調査名	調査対象	規模
1 介護予防・日常生活圏域二一ズ調査	要介護認定（要介護1～5）を受けていない65歳以上の高齢者	無作為抽出（2,000人）
2 在宅介護実態調査	要支援・要介護認定を受けて在宅で生活されている65歳以上の高齢者	無作為抽出（1,000人）
3 介護サービス事業所調査	流山市被保険者に対して介護サービスの提供実績がある事業所	（173事業所）

※ ここでは、3対象の調査のうち「高齢者一般調査」と「要支援・要介護認定者調査」の結果を中心に掲載しています。

##### ③ 調査方法

郵送によるアンケート調査（お礼兼督促ハガキの発送1回）

##### ④ 調査期間

平成29年2月22日（木）～平成29年3月12日（日）

##### ⑤ 回収状況

調査名	調査対象数（人）	有効回収数（人）	有効回収率（%）
1 介護予防・日常生活圏域二一ズ調査	2,000	1,650	82.5
2 在宅介護実態調査	1,000	776	77.6
3 介護サービス事業所調査	173	128	74.0

##### ⑥ 調査結果の見方

※ 集計は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、数値の合計が100.0%にならない場合があります。

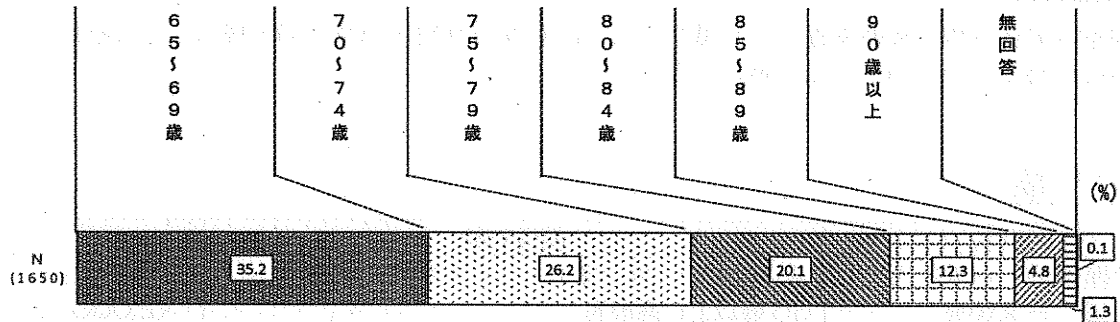
※ 基数となるべき実数は、（n：number of casesの略）として表示しています。

※ 回答の比率（%）は、その質問の回答者数を基数として算出しているため、複数回答の設問は全ての比率を合計すると100.0%を超える場合があります。

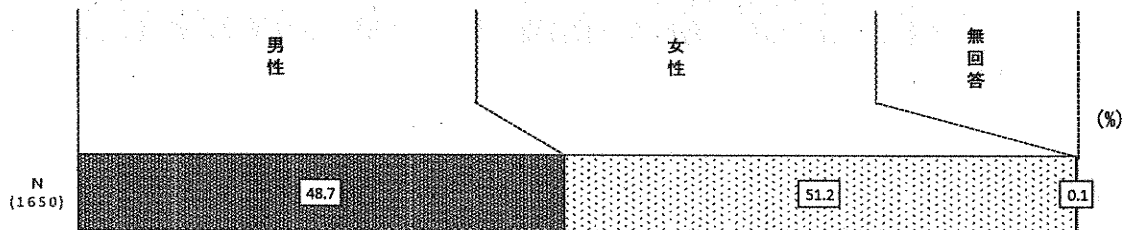
(2) 高齢者一般調査結果

① 回答者の属性

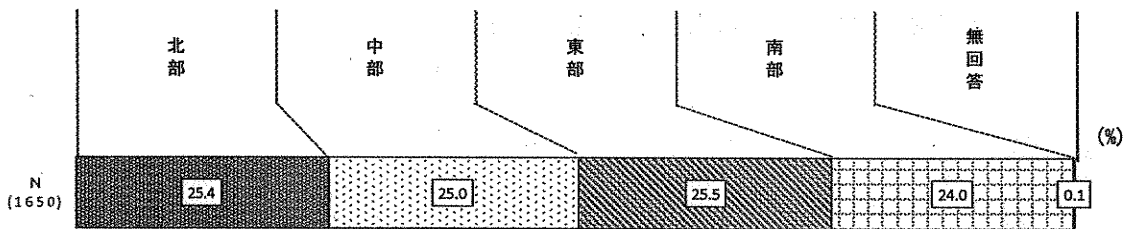
ア) 年齢



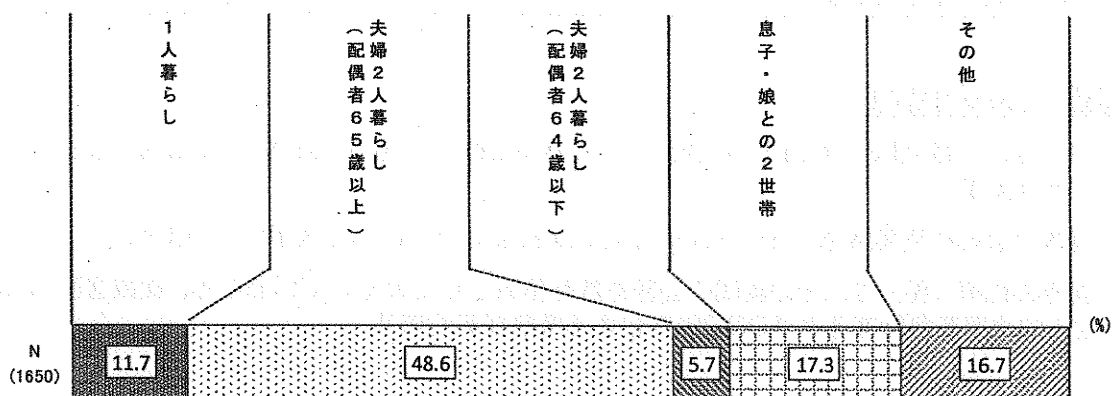
イ) 性別



ウ) 居住地区



エ) 家族構成



② 一般高齢者調査の状態像

設問ごとの回答の組み合わせによって、健康状態や身体機能に関するリスク該当者（判定基準に該当した方）の割合を算出します。

項目	配点	
階段を、手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0.はい	1.いいえ
椅子に座った状態から、何もつかまらずに立ちあがっていますか	0.はい	1.いいえ
15分くらい続けて歩いていますか	0.はい	1.いいえ
この1年間に転んだことがありますか	1.はい	0.いいえ
転倒に対する不安は大きいですか	1.はい	0.いいえ
6か月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	1.はい	0.いいえ
身長 ____cm , 体重 ____kg	※BMI<18.5 なら「1」	
半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1.はい	0.いいえ
お茶や汁物等でむせることがありますか	1.はい	0.いいえ
口の渇きが気になりますか	1.はい	0.いいえ

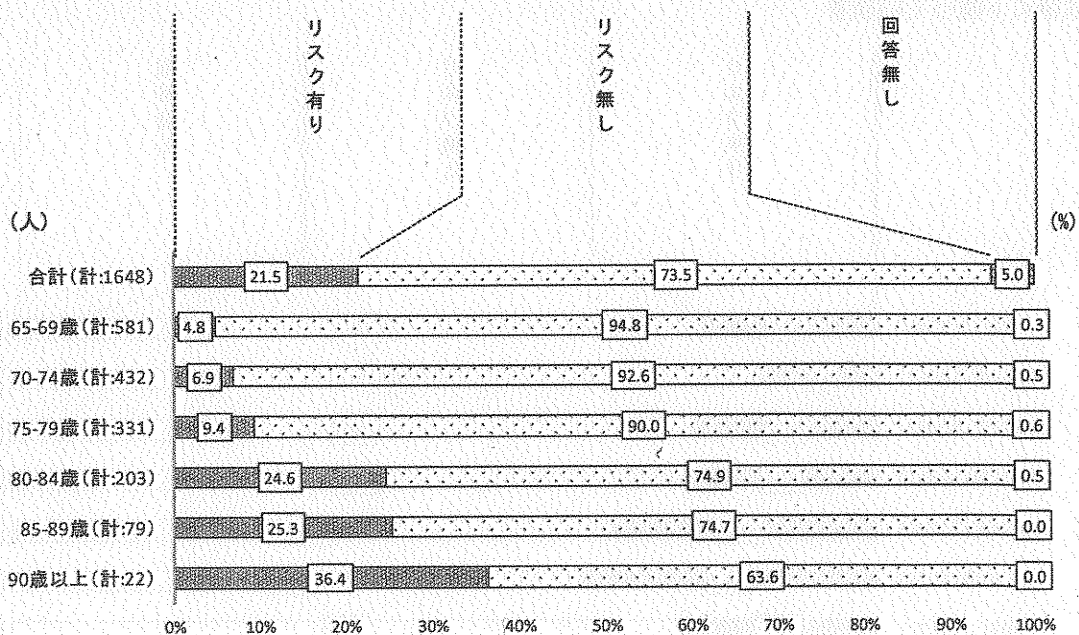
運動器の機能低下  
5項目のうち、  
点数が3点以上の方

低栄養  
2項目のうち、  
点数が2点の方

口腔機能の低下  
3項目のうち、  
点数が2点以上の方

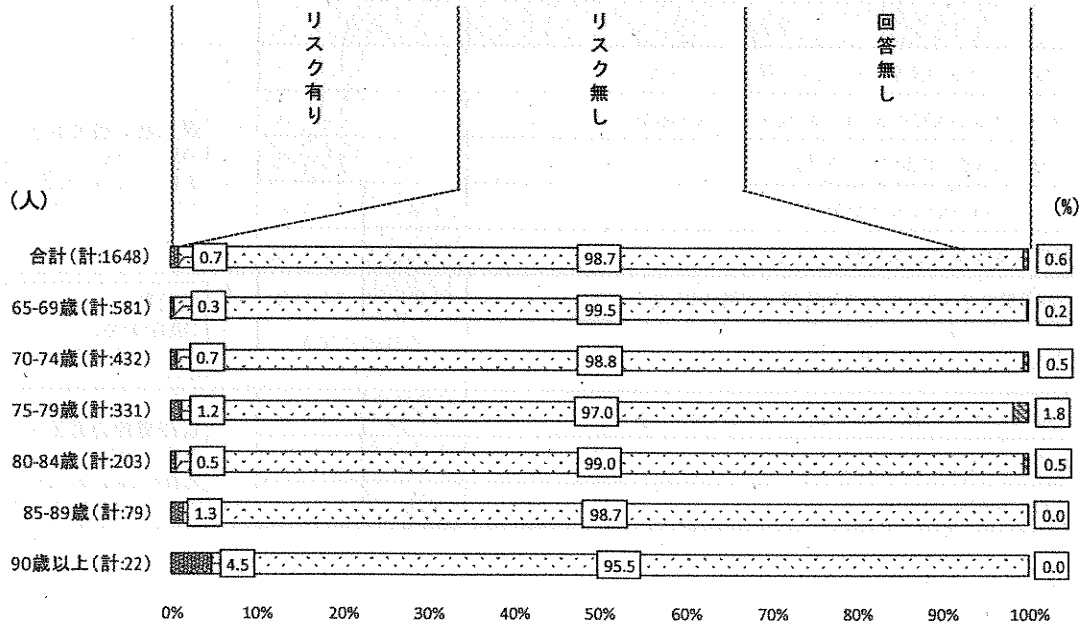
運動器の機能低下

全体では、「リスク有り（3点以上）」は、21.5%となっています。年代別に分類すると、80歳代を境にして、機能低下が進むことが分かります。これは、年代別の要介護認定率とも同様の結果となっています。



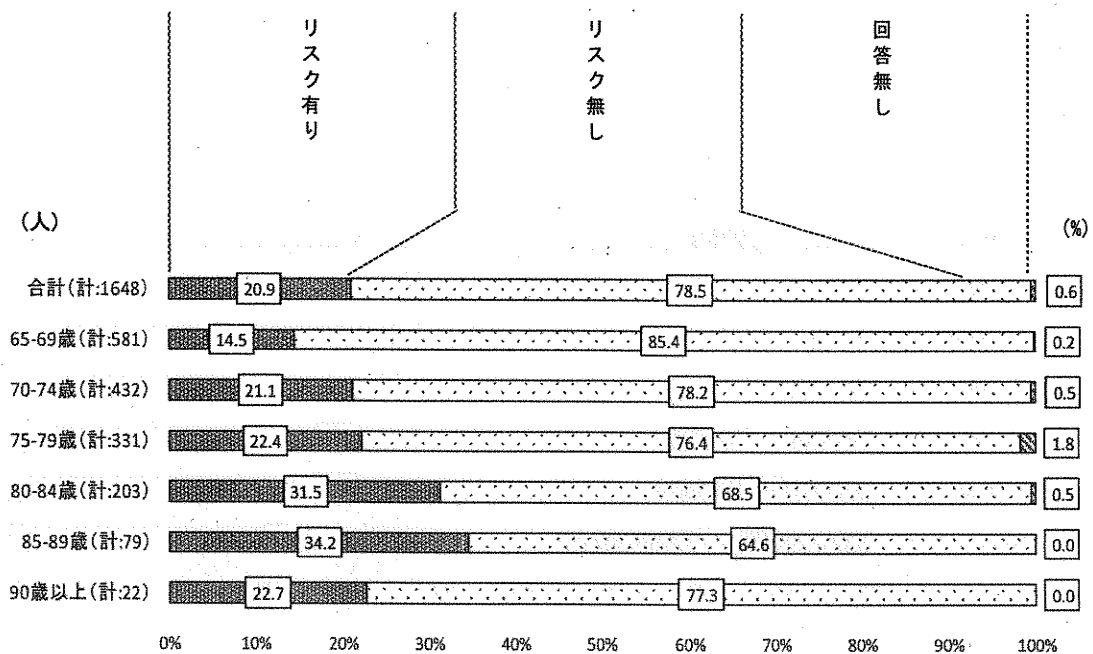
低栄養

全体では、「リスク有り(2点)」は、0.7%となっています。年代別に分類すると、75-79歳代、85-89歳代、90歳以上の方が平均値より高くなっていますが、65-69歳代は平均値を大きく下回っています。



口腔機能の低下

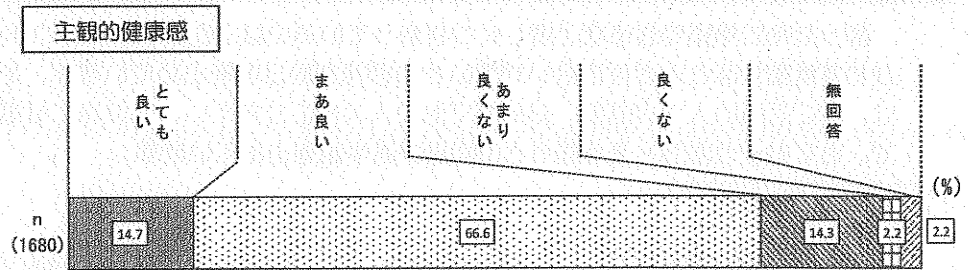
全体では、「リスク有り(2点以上)」は、20.9%となっています。年代別に分類すると、75-79歳代、85-89歳代、90歳以上の方が平均値より高くなっていますが、65-69歳代は平均値を大きく下回っています



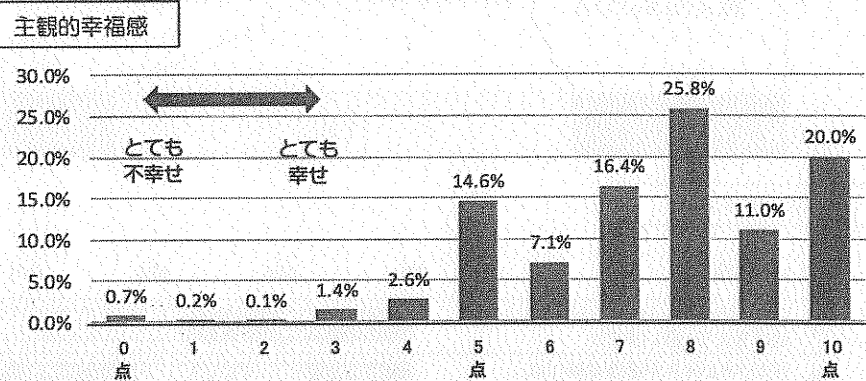
③ 健康・疾病・生活の状況

主観的健康感・主観的幸福感

主観的健康感は、全体では約8割が、良い(とても良い・まあ良い)と回答しています。



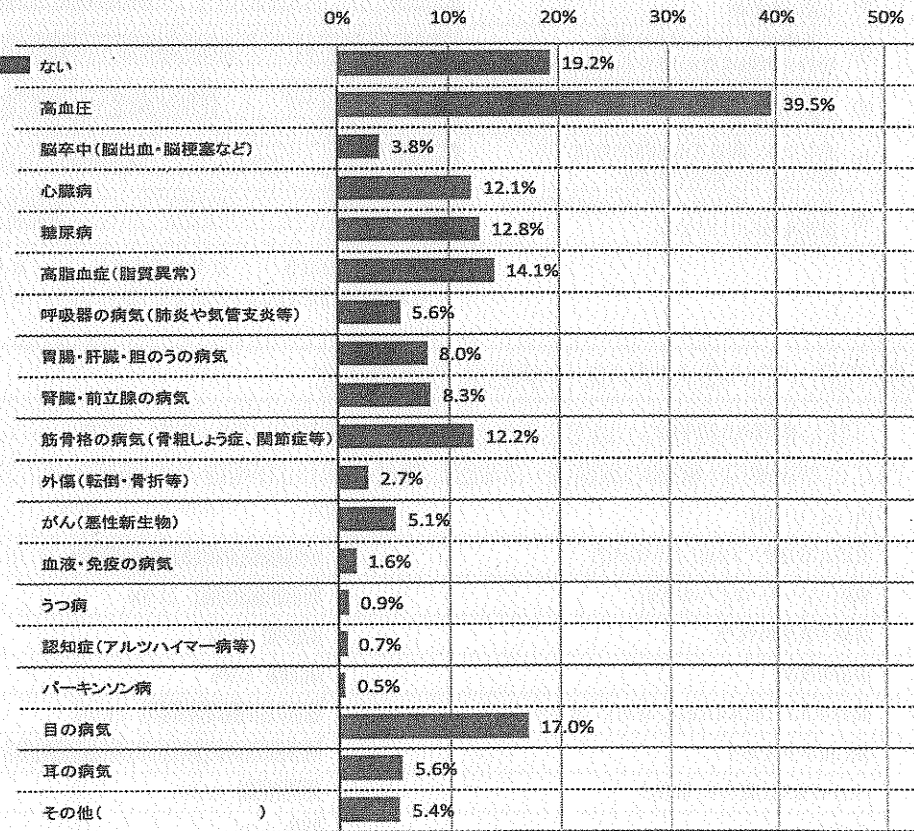
主観的幸福感は、8点以上の幸せが半数超を占めています。一方で、中間値の5点も約15%と多くなっています。



現在治療中、または後遺症のある病気

現在治療中、または後遺症のある病気が「ある」は、約80%となっています。病気の内訳では、「高血圧」が39.5%で最も多く、次いで「目の病気」が17.0%、「高脂血症(脂質異常)」が14.1%となっています。

「病気あり」  
約80%の内訳  
n(1232)

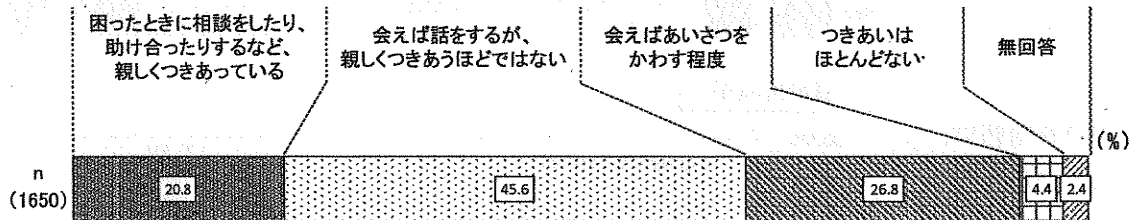


④ 地域・ご近所での活動

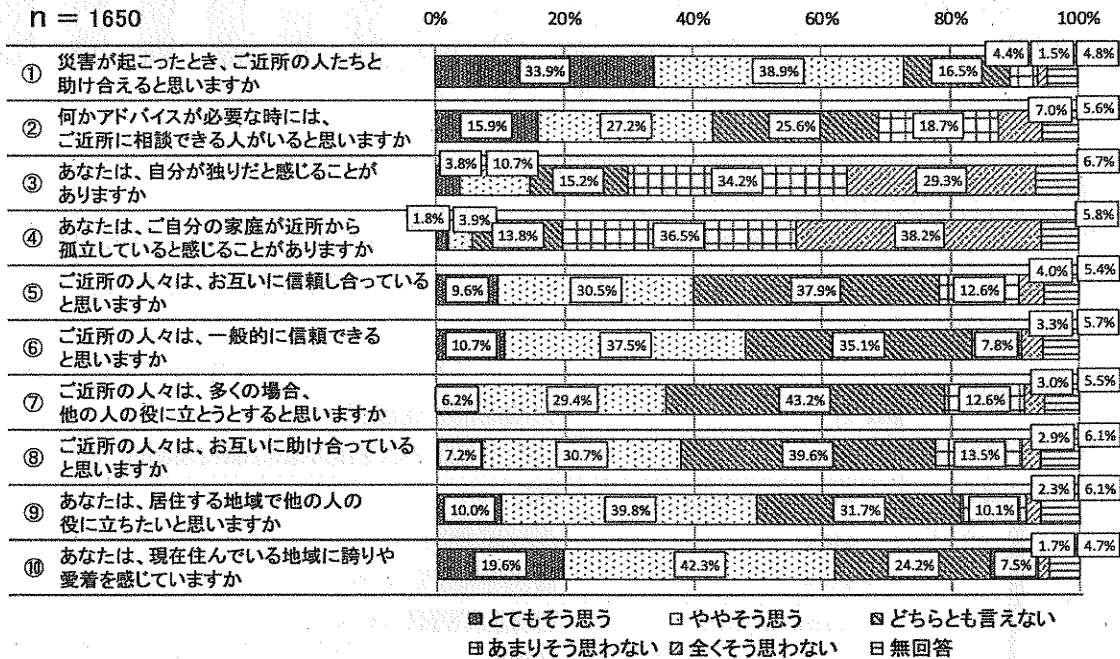
近所づきあい・地域での支え合いの現状

困った時に相談できるなど親しくつきあっているのは20.8%となっています。一方で、あいさつをかわす程度やほとんど付き合いが無いとの回答が約3割を占めています。地域での支え合いについては、⑥ご近所の人への信頼、⑨地域で他の人の役に立ちたい、⑩地域に愛着を感じる、といった項目で、とてもそう思う・そう思うとの回答が過半数を占めています。

近所づきあいの程度

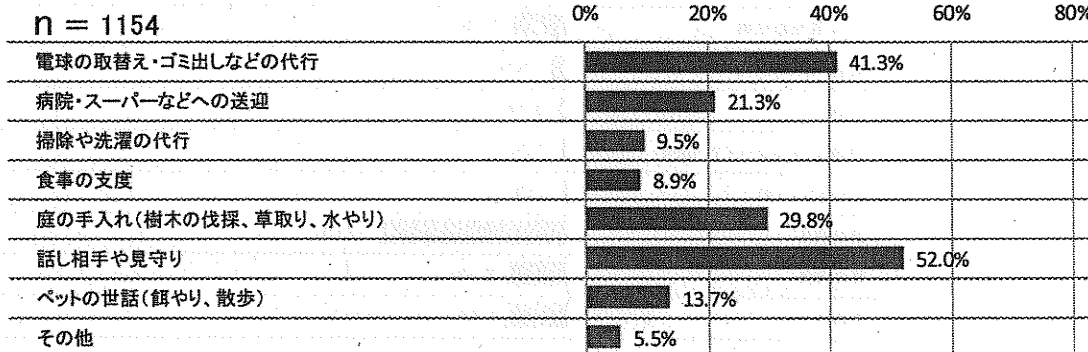


地域での支え合い



近所で困っている人がいたら手伝えそうなこと

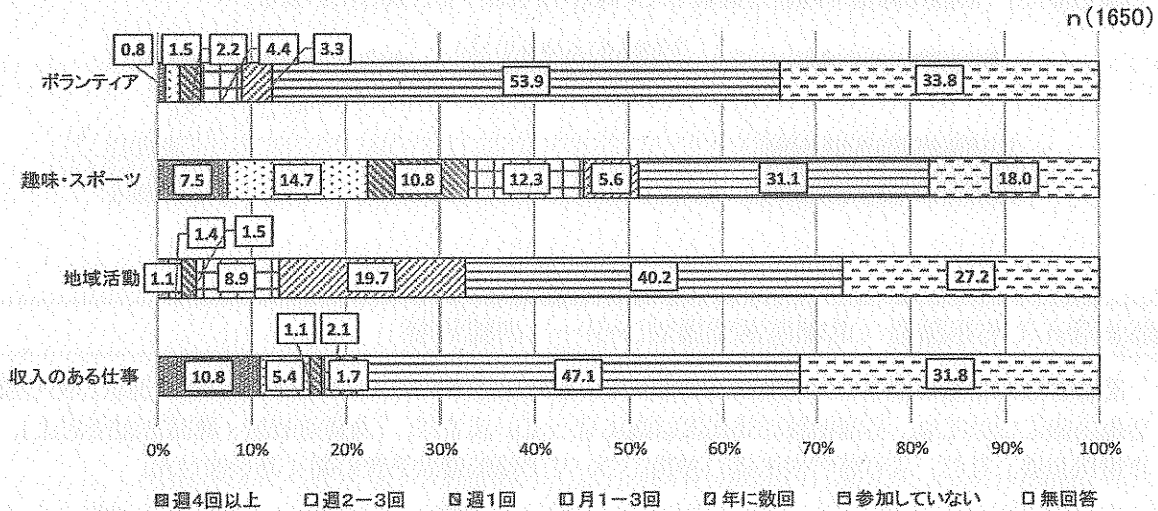
「話し相手や見守り」は52.0%と多くの方が回答しています。また、一人暮らし高齢等が自分で行うことが困難な「電球の取替え・ゴミ出しなどの代行」が可能との回答も41.3%と高くなっています。





さまざまな活動への参加頻度

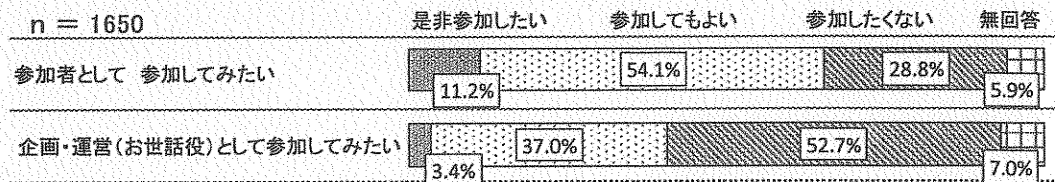
趣味・スポーツに参加している参加している方（年に数回以上）は過半数を超え、地域活動へ参加している方（年に数回以上）は30%を超えています。また、高齢期であっても、定期的に収入のある仕事をしている方（月に1回～3回以上）が20%程度いることが分かります。



地域住民の有志による、地域づくりの活動への参加意向

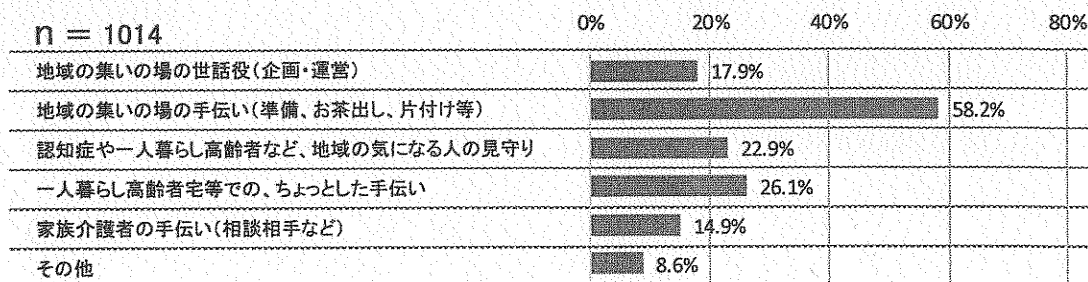
地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとした場合の参加意向を質問したところ、参加者として参加してみたいと回答（是非参加したい・参加してもよい）した方は、65.3%となっています。一方で参加したくないと回答した方も28.8%となっています。

また活動の企画・運営（お世話役）として参加したいと回答（是非参加したい・参加してもよい）した方は、40.4%となっています。



地域づくりの活動へ参加した場合に、やってもよい・できそうなこと

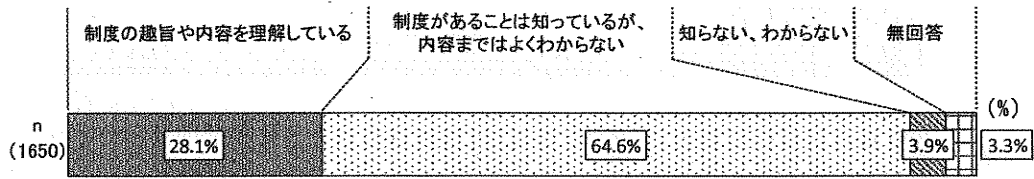
地域づくり活動に参加した場合に、やってもよい・できそうな内容を質問したところ、地域の集いの場の手伝いが58.2%と最も多く、次いで、ちょっとした手伝い、地域の気になる人の見守りが20%を超えています。



⑤ 介護保険・高齢者福祉について

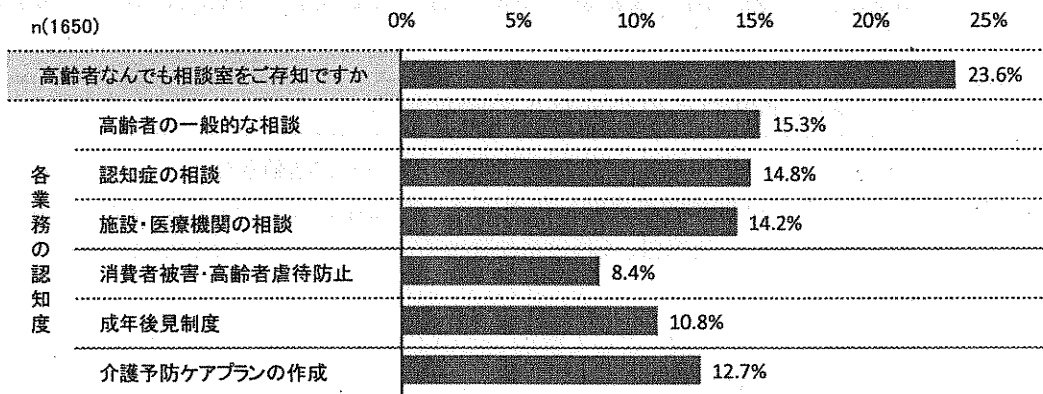
介護保険制度の認知度

介護保険制度の認知度は、「制度があることは知っているが、内容まではよくわからない」が64.6%で最も多く、「制度の趣旨や内容を理解している」が28.1%となっています。



高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）の認知度

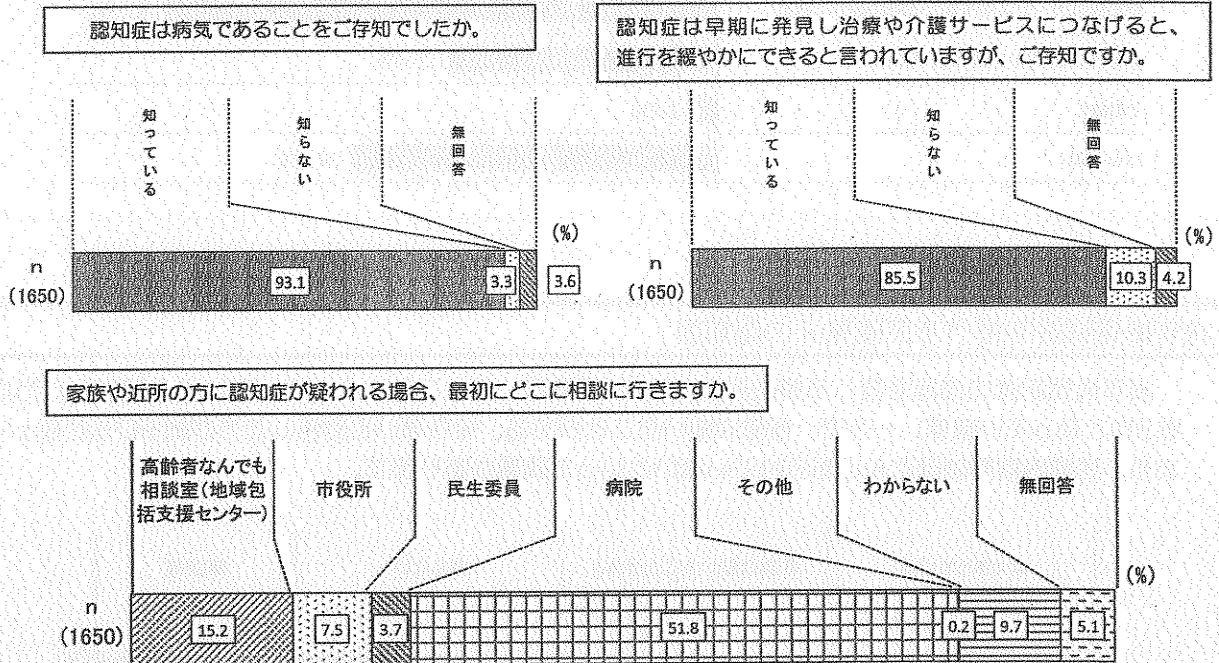
高齢者なんでも相談室の認知度は23.6%で、まだまだ多くの人に知られていない現状があります。活動内容については、各種相談の認知度は高くなっていますが、「消費者被害・高齢者虐待防止」、「成年後見制度」など、より専門性の高い業務についての認知度はあまり高くありません。



⑥ 認知症・成年後見

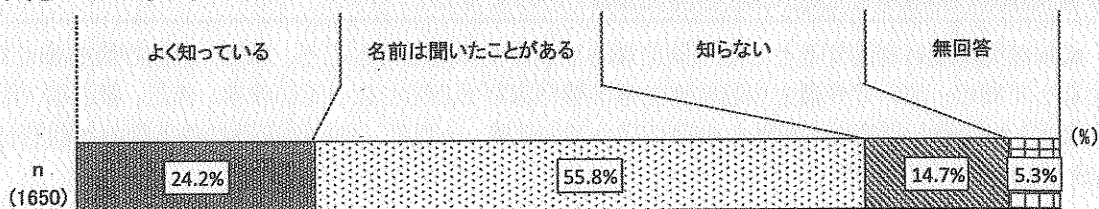
認知症に関する理解・考え

多くの方が認知症について知っており、理解が進んでいることが分かります。最初に相談するところでは、病院、地域包括支援センター、市役所など具体的な相談先を挙げる方が多い一方で、分からないとの回答も10%近くになっています。



成年後見制度<sup>1</sup>の認知度

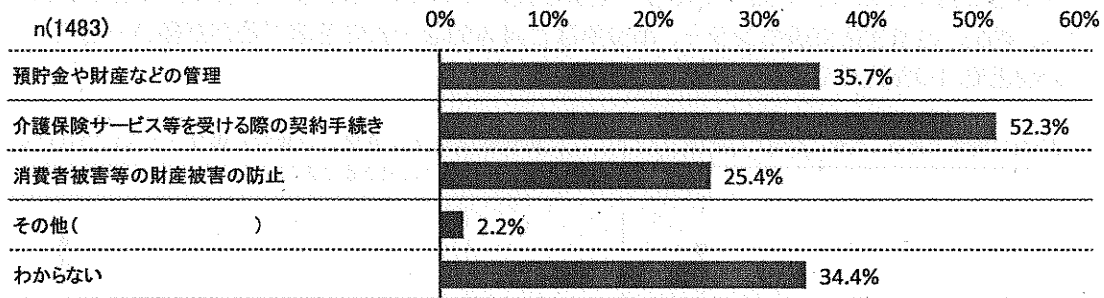
成年後見制度について、よく知っていると回答した方は24.2%となっています。一方で、名前は聞いたことがある、知らないと回答した方が約70%となっており、認知度に課題があります。



<sup>1</sup>成年後見制度…認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、本人を法的に支援する制度です。成年後見制度は、具体的な支援を行う法定後見制度（後見・保佐・補助）と、本人の判断能力が十分なうちに将来に備えておく為の任意後見制度に分かれています。

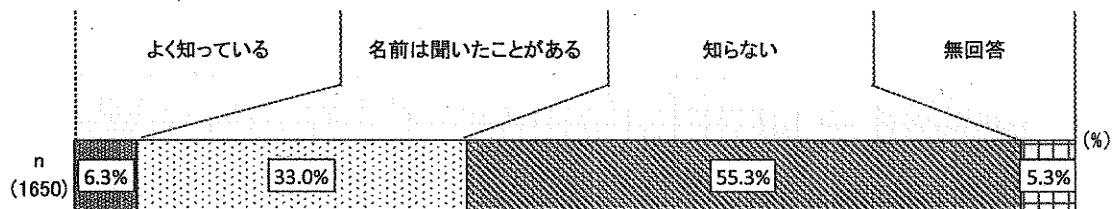
成年後見制度の活用意向

成年後見制度を利用するとした場合にどんな利用を考えるかを質問したところ、介護保険サービス等を受ける際の契約手続きが最も多くなっていますが、約3割の方がわからないと回答しています。



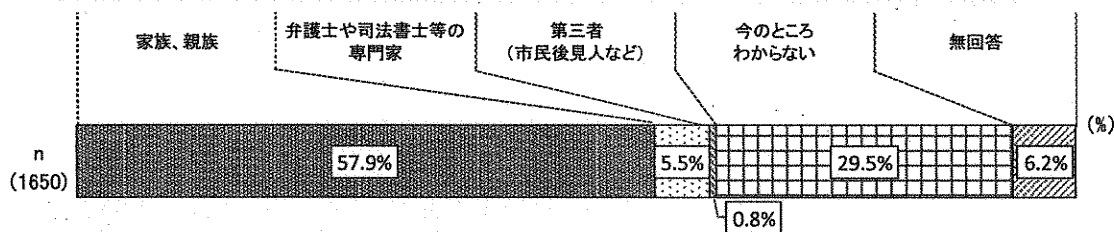
成年後見制度を担う市民後見人の認知度

成年後見制度の機能を担う市民後見人<sup>2</sup>について質問したところ、よく知っていると回答した方は6.3%となっています。一方で、名前は聞いたことがある、知らないと回答した方が約90%となっており、活動内容等はほとんど知られていないといった課題があります。



成年後見制度を利用するとしたら誰に頼みたいですか。

成年後見制度を利用するとしたら誰に頼みたいかを質問したところ、家族・親族が最も多く約60%となっており、次いで弁護士や司法書士等の専門家が5.5%となっています。また、第三者(市民後見人など)と回答した方は0.8%と少なくなっています。一方で、今のところわからないと回答した方が29.5%となっています。

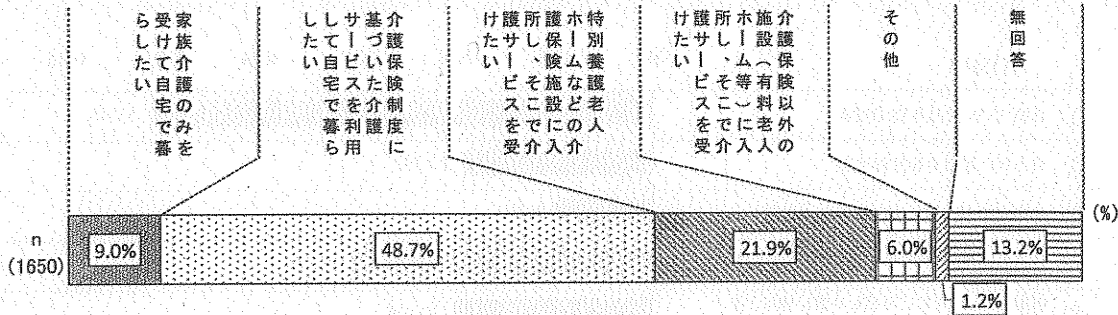


<sup>2</sup> 市民後見人…高齢化の進展により成年後見制度のニーズが高まる一方で、弁護士や司法書士といった専門家だけでは対応できなくなってきました。そこで、後見の内容や範囲が簡易な方を中心に、仕組みやマナーを習得した市民が成年後見人となって対応していくことを目指すものです。

⑦ 今後の暮らし（地域包括ケア）

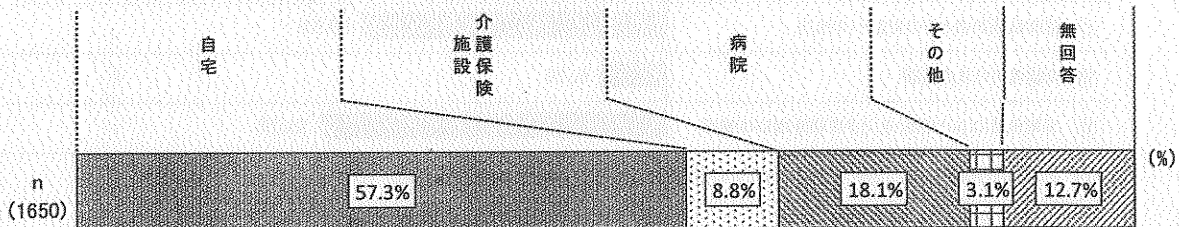
介護が必要になった時に望む暮らし方

介護が必要になった時に望む暮らし方では、「介護保険制度に基づいた介護サービスを利用して自宅で暮らす」が48.7%で最も多く、次いで、「特別養護老人ホームなどの介護保険施設に入所し、そこで介護サービスを受けたい」が21.9%となっています。



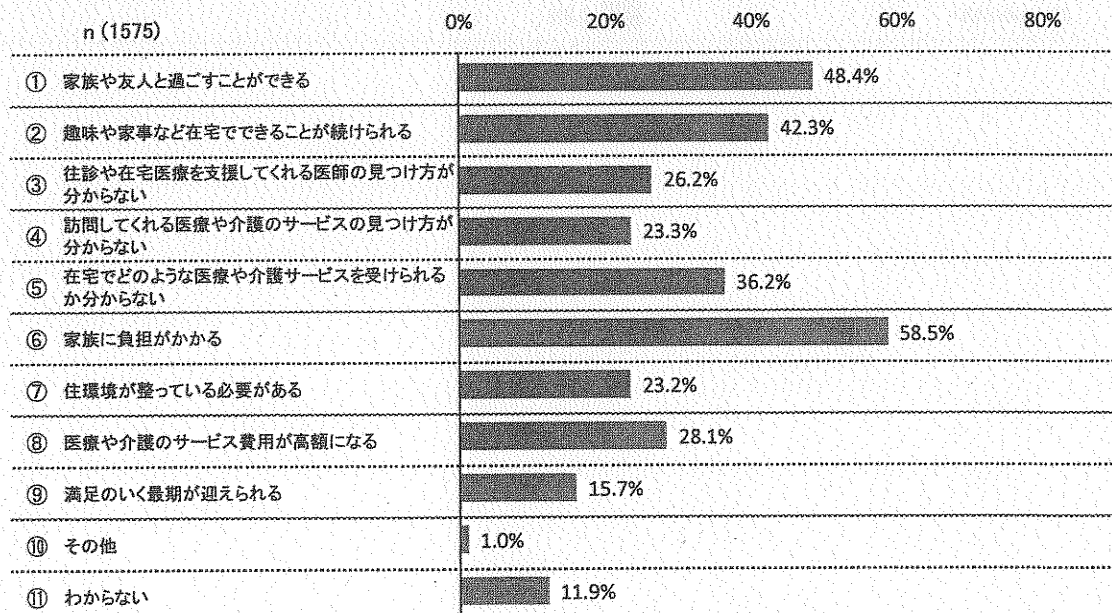
ご自身の人生の最期はどこで迎えたいか

人生の最期はどこで迎えたいかでは、「自宅」が57.3%で最も多く、次いで、「病院」が18.1%となっています。「介護保険施設」は、8.8%となっています。



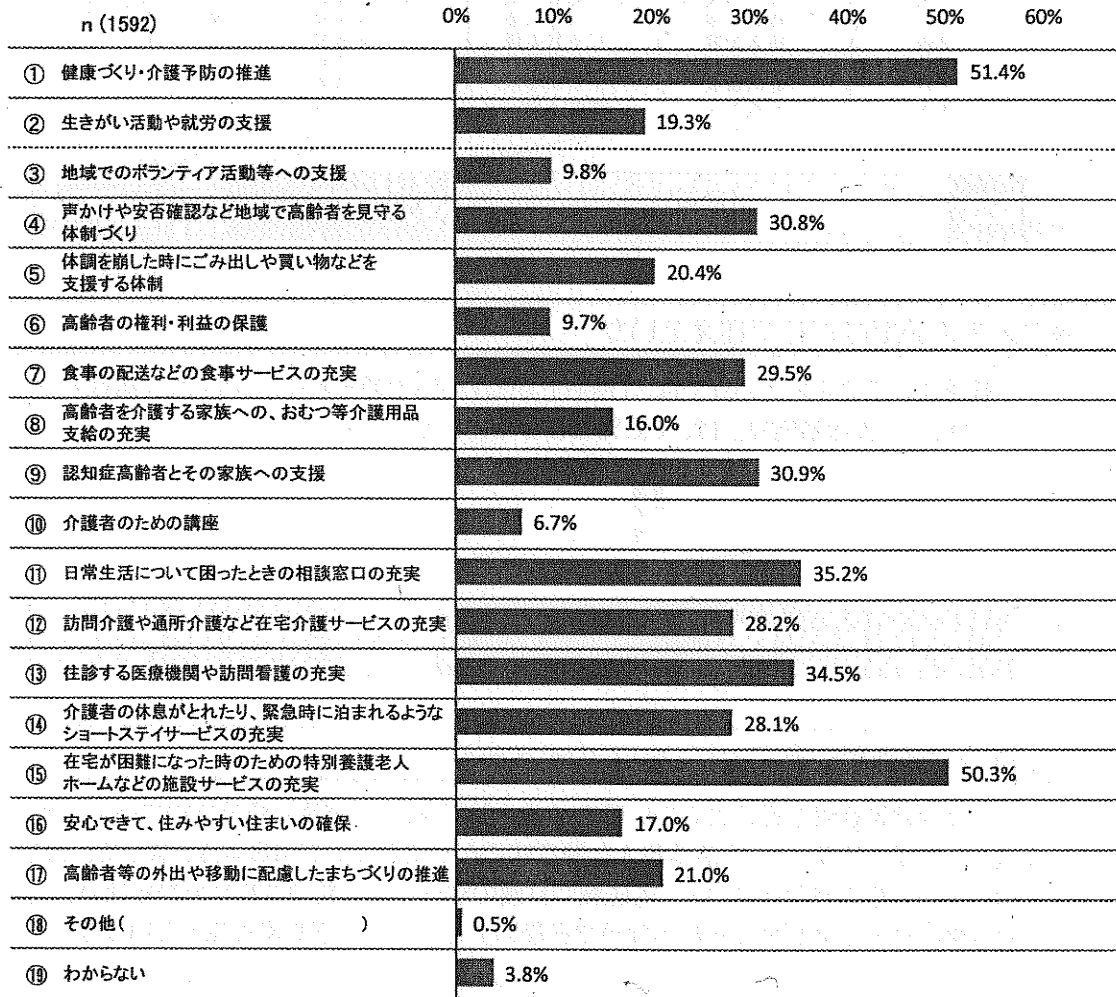
在宅で医療や介護を受けることについてのイメージ

在宅で医療や介護を受けることについてのイメージでは、「⑥家族に負担がかかる」が58.5%で最も多くなっている一方で、「①家族や友人と過ごすことができる」が48.4%となっています。また、「③医師のを見つけ方が分からない」、「④医療や介護のサービスのを見つけ方が分からない」「⑤どのような医療や介護のサービスが受けられるか分からない」といった回答も多くなっています。



できる限り住み慣れた地域で暮らし続けるために、力を入れるべきこと

できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるようにするために特に力を入れていくべきものでは、「①健康づくり・介護予防の推進」が51.4%で最も多く、次いで、「⑫在宅が困難になった時のための特別養護老人ホームなどの施設サービスの充実」が50.3%、「⑪日常生活について困ったときの相談窓口の充実」が35.2%、「⑨認知症高齢者とその家族への支援」が30.9%、「④声かけや安否確認など地域で高齢者を見守る体制づくり」が30.8%、となっています。



## 5 介護保険制度改正の動向

第7期計画においては、「団塊の世代」が75歳以上となる2025年（平成37年）を見据え、第6期から提唱された地域包括ケアシステムの着実な構築に向けた取組を進めていくことが求められています。

具体的な法改正の内容については、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されることを基本としています。

### （1）地域包括ケアシステムの深化・推進

#### ◎自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組

第7期高齢者支援計画の策定、施策の実施にあたっては、国から提供されたデータを分析し、地域の課題や実情を踏まえたものとします。また、介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を定めて、地域包括ケアシステムの着実な構築を推進します。

#### ◎認知症施策の推進

認知症に関する普及・啓発等を継続して推進していきます。また、認知症になっても住み慣れた地域での住み続けられるよう、第6期計画中に取組を開始した認知症ケアパス（状態に応じた適切なサービス提供の流れ）、認知症初期集中支援チーム等の関連施策を適切に推進していきます。

#### ◎医療・介護の連携推進

在宅医療と介護の連携に向けて、第6期計画期間での取組みを踏まえて、地域包括支援センターや医師会等との連携体制をさらに推進していきます。

#### ◎新たな介護保険施設の創設

今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設「介護医療院」が創設されます。

#### ◎地域共生社会の実現に向けた取組の推進

平成28年度に策定した地域福祉計画に基づき、地域福祉への参加を促進します。また、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者との連携によって、問題の把握・解決を目指します。

#### ◎共生型サービスの位置づけ

高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険事業と障害福祉サービス事業の両方の制度に、新たに共生型サービスを位置付けられます。（指定基準等は、平成30年度介護報酬改定及び障害福祉サービス等報酬改定時に検討）

## (2) 介護保険制度の持続可能性の確保

### ◎現役世代並みの所得のある利用者の自己負担割合の見直し

現在、利用料の自己負担割合が2割となっている利用者のうち、現役世代並みの所得のある利用者について、3割となります。(ただし、月額限度額があるため、見直し対象者全員の負担が増えるわけではありません。)

### ◎介護納付金における総報酬割の導入

2号被保険者(40-64歳)が対象

2号被保険者(40-64歳)の介護保険料は、介護納付金として医療保険者に賦課され、各医療保険者が加入者である第2号被保険者の負担すべき費用を一括納付している。この医療保険者が納付する保険料について、現在の2号被保険者『加入者数に応じた負担』が、『報酬額に比例した負担』となります。

## (3) 関連する法制度・サービス

### ◎成年後見制度の理念尊重・利用促進について

2016年4月、成年後見制度利用促進法及び成年後見制度円滑化法が成立しました。本人中心とした理念の尊重(ノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上の保護)をはじめ、利用の促進、体制の整備が位置づけられました。

利用の促進、体制の整備に関しては、地方公共団体に対して国が定める成年後見制度利用促進基本計画を勧奨して、利用促進のための基本的な計画を定め、推進施策を実施することなどが求められています。

※上記に示した、流山市が定めるべき成年後見制度に関する基本的な計画は、第7期高齢者支援計画に含むものとします。



## 6 第6期計画の取り組み状況の評価

第6期計画における高齢者施策の展開として、8つの施策目標ごとに取り組みを進めてきました。ここでは、第6期計画の取り組み状況を評価し、第7期計画の策定に向けた方向性を整理します。

### ■基本目標1/施策目標1：いつまでも元気で暮らせる健康づくり

健康の保持と増進を図り、単に疾病がないという状態だけではなく、心身ともに自立した状態で健康的に生活を送れるよう健康寿命の延伸を図ります。

#### 【第6期計画の取り組み状況】

- ★健康づくりの重要性をより多くの方に知ってもらうため、自治会・老人会等を対象とする地域での健康教育、健康まつりや健診会場での相談コーナー設置等により積極的な普及啓発に努めました。
- ★疾病の早期発見・早期治療（二次予防）を目的とした各種健（検）診については、平成27年度より脳検査・脳ドック利用助成を開始しました。受診率向上への取組みとしては、ホームページや広報でのPRのほか、他健（検）診時にあわせた個人・集団への通知等を行いました。
- ★健（検）診ハイリスク者への対応として、訪問指導を通じて、重症者の医療サービスへの結びつけや未受診者への受診勧奨を行いました。

### ■基本目標1/施策目標2：生きがいのある地域づくり

高齢者が地域で生きがいを持って充実した生活を送ることができるよう、趣味や娯楽、学習や就業、敬老行事やイベントなどの活動の機会の充実を図り、健康で活力にあふれた生涯の実現を目指します。

### ■基本目標1/施策目標3：介護予防と社会参加の推進

高齢者が支援や介護が必要な状態にならず、また、支援が必要な状態になっても軽度な状態からそれ以上悪化しないようにするため、介護予防と日常生活を総合的に支援する体制の構築を図るとともに、地域活動等へ的高齢者の積極的な参加を促進して、生きがいづくりと介護予防の推進を図ります。

#### 【第6期計画の取り組み状況の評価】

- ★スポーツ・学習・趣味活動など多様な事業の実施、敬老行事やイベントの開催、高齢者趣味の家・森の倶楽部（高齢者福祉センター）の運営等によって、活動機会の充実に努めました。
- ★外出の支援については、敬老バスの運行や福祉有償運送の活用のほか、市内企業に協力いただき運営している高齢者等市内移動支援バスのルートを増設（計8ルート）するなど充実に努めました。
- ★老人クラブの活動支援や高齢者ふれあいの家開設支援を通じて、地域活動等への積極的な参加を呼びかけました。
- ★高齢者の就労については、ジョブサポート流山（地域職業相談室）や流山市シルバー人材センターとの連携による就労相談、市内企業への雇用促進奨励金の支給を通じて積極的に推進しました。
- ★第6期計画より市町村が地域の実情に応じて実施することになった、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）は、主に、要支援認定者などの軽度者向け事業の「介護予防・生活支援サービス事業」、要支援・要介護認定を受けていない一般高齢者向け事業「一般介護予防事業」を実施しました。
- ★介護予防・生活支援サービス事業については、「ちょい困」・「ちょい通」サービスを始めた、地域での支え合いによるサービス提供を推進しています。一般介護予防事業については、「ながいき100歳体操」による住民主体の介護予防の推進、介護支援サポーター事業による積極的な社会参加の推進を図ってきました。

■基本目標1/施策目標4：介護・福祉サービスの充実

高齢者が住み慣れた地域での生活を継続できるよう、認知症支援や医療・介護・福祉等のサービスの充実と連携を図り、高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）を中心とした地域包括ケアシステムの構築を目指します。

■基本目標1/施策目標5：介護と医療の連携推進

要介護状態や持病を抱えながらも、最期まで住み慣れた地域・在宅等で、自分らしく満足度の高い生活を過ごすことができる地域社会を実現するため、地域における医療と介護の連携の仕組みの構築を目指します。

■基本目標2：高齢者を支える介護体制づくり（介護保険事業のサービス見込みと保険料）

介護や支援が必要になっても、状態に応じ適切な介護保険サービス等を利用することで健康状態を維持し、生活の質の向上を図ることができるように、引き続き介護保険事業の適切な運営を図り、サービスの安定的な提供を図ります。

【第6期計画の取り組み状況の評価】

★地域包括ケアシステムの中核となる、高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）が中心となって、定期的に地域のケアマネジャーや民生委員・児童委員等が参加したケア会議を開催するなど、地域との顔の見える関係づくりに取り組みました。

★在宅介護の支援、高齢者福祉サービスの充実については、住み慣れた地域での生活を支えるための支援として、緊急通報装置、高齢者訪問理美容サービス等を継続して実施しました。

★認知症に係る総合的支援については、地域、学校、団体などを対象とした認知症サポーター養成講座・認知症講座を実施し、正しい理解を深めるきっかけづくりの場を設けています。また認知症を抱える人やその家族への支援として、認知症ケアパス（状態に応じた適切なサービス提供の流れ）や認知症初期集中支援チームを構築して、発症の早期で適切な支援に結び付けられるような地域ぐるみの体制づくりを推進しました。

★介護人材の確保・定着については、介護職員初任者研修、介護福祉士資格取得に係る実務者研修の費用一部助成や介護技術の講座を実施し人材確保を推進しました。

★在宅医療連携拠点事業を実施し、介護と医療に携わる様々な職種間での顔の見える関係づくり、市民への情報提供・普及啓発を図ってきました。

★在宅医療連携拠点事業の一環として、「流山市介護と医療をつむぐ会」を開催し、医師・歯科医師・薬剤師・看護師・ケアマネジャー・地域包括支援センター職員・介護事業者など、顔の見える関係づくりから発展した多職種連携を進めてきました。

★在宅や地域での医療を実現するためには、最期を迎えるための看取りも重要になります。本人や家族の意志を尊重できるよう、終末期医療や緩和医療などの学びに取り組みました。

★ICTを活用した多職種連携システムの運用により、効率的・効果的な推進に努めました。

■基本目標1/施策目標6：在宅での生活の継続を支える地域づくり

高齢者が在宅での生活を継続していくことができるよう、地域における見守り活動やボランティア活動などの多様な助け合いや生活支援の充実を促進するとともに、虐待や消費者被害を防止して尊厳ある暮らしを守り、高齢者が安心して在宅で暮らすことができる支え合いの地域社会の構築を目指します。

■基本目標1/施策目標7：高齢者の住まいに係る施策の推進

高齢者が安心して市内に住み続けられるよう、所有する戸建住宅の維持管理が困難になった高齢者の相談等に対応する高齢者住み替え支援制度の整備や住宅改造の助成を行い、ニーズに対応した住まいが確保できる環境づくりを目指します。

【第6期計画の取り組み状況の評価】

★一人暮らし高齢者や要介護認定や障害者等級をお持ちの方など、災害時に特に支援が必要な方を中心に、地域ぐるみで見守りを行う地域支え合い活動を推進しています。平成29年3月末現在、76自治会と協定を締結し、日常での孤独死防止にもつながる取組みを実施しています。

★生活支援コーディネーターと協働し、地域のマンパワーの活用と発掘を行い、住民主体型サービスの拡充を図っていきます。

★高齢者虐待対策に関しては、市及び地域包括支援センターが連携して、高齢者虐待の早期発見・早期対応に取り組んでいます。また、医師、介護関係者、民生委員・児童委員、警察機関等が連携して高齢者虐待防止ネットワークを組織し、虐待防止に向けた研修等を行っています。

★成年後見制度については、成年後見制度の周知や利用を呼び掛ける啓発事業や制度の利用支援のほか、市民向け啓発講座、専門家による制度の利用相談会を実施しています。家族等による後見人請求が困難な場合には、市により審判請求を行っています（市長申立て）。

★在宅生活や高齢者施設での生活などライフスタイルや本人・家族の意思によって選択できるよう、住宅改造費の助成やケアハウスなどの施設系サービスの整備を実施しました。

★高齢者の住み替え支援として、戸建住宅の維持管理が困難になった高齢者を対象とした相談窓口を設け、二世帯住宅への建替え、マンションへの住み替え等の支援を行っています。

第7期計画策定に向けた方向性

自助：高齢者が活躍できる地域・社会を実現するには、

◇ 流山市にはまだまだ元気な高齢者がたくさんいます。自身が健康であるためにも、今後の地域・社会の活力を維持するためにも、自身の能力を活かせる就労や地域活動への参加を積極的に呼びかけていく必要があります。

共助：地域包括ケアを着実に構築していくためには、

◇ 市民・事業者・関係機関・自治会・行政等の地域に係るすべての人・機関が「福祉の担い手」となって連携・協働し、地域ぐるみでの取組みを進めていく必要があります。

公助：安心して利用・参加できる環境を整えるためには、

◇ 人口動態やニーズに応じた介護・福祉サービスの給付体制の整備、担い手の確保を行い、安心して利用できるサービス・制度を整えます。

◇ 就労の場や地域活動についても支援していきます。

## 第3章 第7期計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

本市では、最上位計画である総合計画において、「誰もが充実した生涯をおくることのできる流山」を福祉施策の大綱として掲げ、市民福祉の充実を図っています。平成22年度からスタートした後期基本計画では、「健康・長寿社会のまちづくり」をはじめとする5つの基本方針を定め、具体的な都市のイメージ「都心から一番近い森のまち」の具現化を図ることとしています。

また、本市は、平成19年1月の市制施行40周年を機に「健康都市宣言」を行い、同年4月には健康都市連合日本支部に加盟して、WHOが提唱する健康都市の理念に基づく健康都市づくりを推進し、市民一人ひとりが心身ともに健康であることを大切にしています。

第6期高齢者支援計画は、「団塊の世代」が75歳以上となる2025年（平成37年）を視野に入れた長期的な計画としています。介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で、可能な限り日常生活を送ることができるよう介護・福祉サービスを充実させるとともに、高齢者が健康で生きがいをもって暮らせるよう、高齢者の社会参加の促進や健康づくり等の諸施策を推進してきました。

こうした状況を踏まえ、平成29年度には、新たな第三期地域福祉計画「できることから始めよう みんなで高める地域のチカラ ～みんながずっと住みたいまち ながれやま」を策定しました。地域福祉計画においては、「自助・共助・公助」の考え方のもと、自身の健康づくりや積極的な地域参加を呼びかけています。

第7期高齢者支援計画の策定・施策の展開にあたっては、第6期計画における目標・施策を着実に高めていくことが求められています。なお、第6期計画における基本理念・施策目標・事業体系は、「地域ぐるみの支え合い」をキーワードとして、地域福祉計画における自助・共助・公助の役割を具体化したものとなっています。

これら本市のまちづくりに関する諸計画や方針、これまでの高齢者施策の実施状況を踏まえ、第7期計画においても、第6期の基本理念はじめ施策目標等の全てを継続することとします。

地域ぐるみの支え合いでつくる

元気で 生き生き 安心 流山

## 2 基本目標と施策目標

前述の基本理念をより具体化して、第7期計画において目指すべき基本目標とこれを達成するために取り組むべき施策目標を次のとおり定めます。

### 基本目標1：地域ぐるみ支え合い体制づくり（地域包括ケアシステムの構築）

「団塊の世代」が75歳以上となる2025年（平成37年）を見据えた本格的な地域包括ケアシステムを構築するため、効果的な施策を位置付けるとともに、保健・医療・福祉・介護・住まい等の関連施策や地域での支え合い活動等が連携し、行政・市民・事業者・関係機関・自治会等が協働して、本市の地域特性を生かした地域ぐるみでの支え合い体制づくりに取り組み、高齢者一人ひとりが健康で生き生きと安心して暮らすことができる流山の実現を目指します。

#### ◎施策目標1：いつまでも元気で暮らせる健康づくり

健康の保持と増進を図り、単に疾病がないという状態だけではなく、心身ともに自立した状態で健康的に生活を送れるよう健康寿命の延伸を図ります。

#### ◎施策目標2：生きがいのある地域づくり

高齢者が地域で生きがいを持って充実した生活を送ることができるよう、趣味や娯楽、学習や就業、敬老行事やイベントなどの活動の機会の充実を図り、健康で活力にあふれた生涯の実現を目指します。

#### ◎施策目標3：介護予防と社会参加の推進

高齢者が支援や介護が必要な状態にならず、また、支援が必要な状態になっても軽度な状態からそれ以上悪化しないようにするため、介護予防と日常生活を総合的に支援する体制の構築を図るとともに、地域活動等へ高齢者の積極的な参加を促進して、生きがいづくりと介護予防の推進を図ります。

#### ◎施策目標4：介護・福祉サービスの充実

高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を継続できるよう、認知症支援や医療・介護・福祉等のサービスの充実と連携を図り、地域包括支援センターを中心とした地域包括ケアシステムの構築を目指します。

#### ◎施策目標5：介護と医療の連携推進

要介護状態や持病を抱えながらも、最期まで住み慣れた地域・在宅等で、自分らしく満足度の高い生活を過ごすことができる地域社会を実現するため、地域における医療と介護の連携の仕組みの構築を目指します。

#### ◎施策目標6：在宅での生活の継続を支える地域づくり

高齢者が在宅での生活を継続していくことができるよう、地域における見守り活動やボランティア活動などの多様な助け合いや生活支援の充実を促進するとともに、虐待や消費者被害を防止して尊厳ある暮らしを守り、高齢者が安心して在宅で暮らすことができる支え合いの地域社会の構築を目指します。

#### ◎施策目標7：高齢者の住まいに係る施策の推進

高齢者が安心して市内に住み続けられるよう、所有する戸建住宅の維持管理が困難になった高齢者の相談等に対応する高齢者住み替え支援制度の整備や住宅改造の助成を行い、高齢者のニーズに対応した住まいが確保できる環境づくりを目指します。

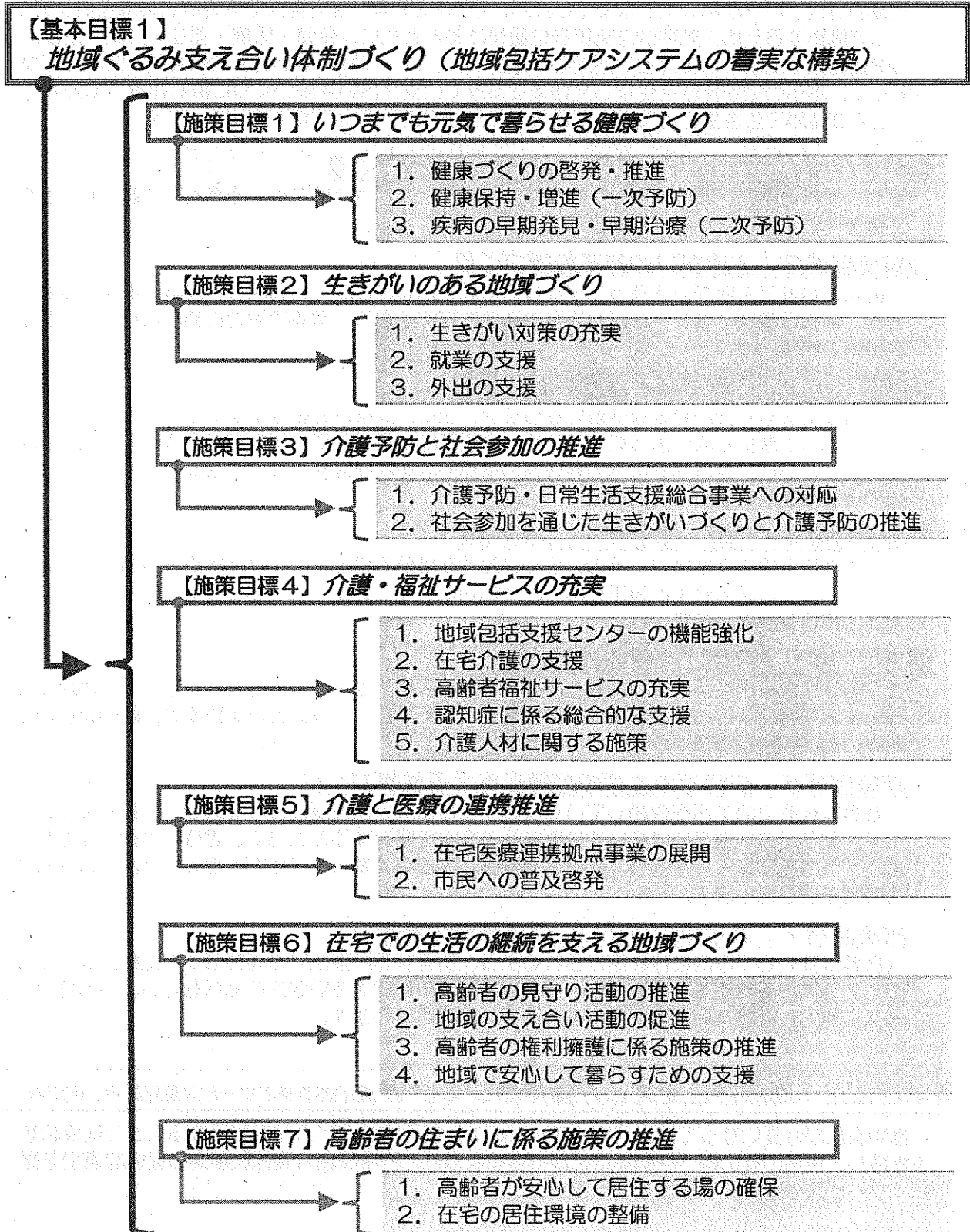
### 基本目標2：高齢者を支える介護体制づくり（介護保険事業のサービス量見込みと保険料）

介護や支援が必要になっても、状態に応じ適切な介護保険サービス等を利用することで健康状態を維持し、生活の質の向上を図ることができるように、引き続き介護保険事業の適切な運営を図り、サービスの安定的な提供を図ります。

### 3 施策の体系

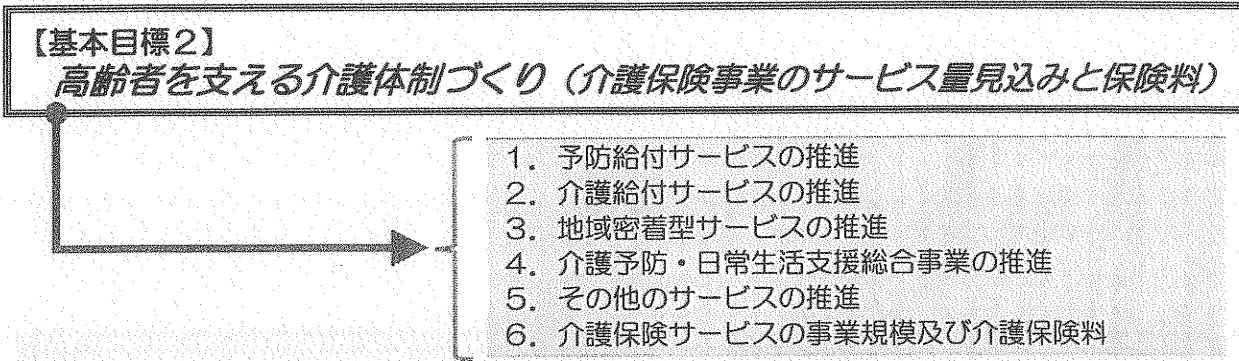
前述の基本目標及び施策目標に基づき、第7期計画における高齢者施策の展開を次の体系のとおり整理して位置付けます。

後述の第2編 各論では、この施策の体系に基づき第6期計画における具体的な取り組みを位置付けるとともに、第7期計画における介護保険事業のサービス量の見込みと保険料の設定を示します。



【基本目標2】

高齢者を支える介護体制づくり（介護保険事業のサービス量見込みと保険料）

- 
1. 予防給付サービスの推進
  2. 介護給付サービスの推進
  3. 地域密着型サービスの推進
  4. 介護予防・日常生活支援総合事業の推進
  5. その他のサービスの推進
  6. 介護保険サービスの事業規模及び介護保険料

## 第2編：各論

【平成30～32年度における取り組み】



## 2 生きがいのある地域づくり

### (1) 生きがい対策の充実

#### ① ホームページ・広報等を活用した生涯学習情報の提供(生涯学習課・高齢者生きがい推進課)

##### 【事業概要】

高齢者をはじめとする市民の知的好奇心に応え、生きがいある生活づくりに役立てるため、市ホームページ、広報等において生涯学習情報の提供を行います。

##### 【取り組みの方向性】

生涯学習に係る情報をホームページ上に「まなびの森」として集約して公開しています。さらなる情報の充実と利用の促進を図るため、各種サークル・団体等の会員募集や各種イベント・講座等の情報提供を団体等に呼び掛けていきます。

また、国や県、その他任意の団体が行う事業についても積極的な情報提供に努めます。

#### ② スポーツ、レクリエーション活動(生涯学習課)

##### 【事業概要】

スポーツ活動等により高齢者の親睦を深めるとともに、健康の保持、増進を図ります。  
楽しく参加できるスポーツ・レクリエーション活動を推進しています。

##### 【取り組みの方向性】

毎週日曜日の健康ジョギング講習会及び夏季のウォーターピクス講習会など、高齢者も参加できるプログラムを提供し、健康保持・増進と体力向上を図っていきます。

#### ③ 福社会館の運営(社会福祉課)

##### 【事業概要】

福社会館(地域ふれあいセンター)では、高齢者から子育て世代まで幅広く、市民の文化及び教養の向上並びに健康及び生きがいの増進を図るため、研修、講座、会議や相談その他の催物、談話、娯楽、趣味、教養、レクリエーション等の利用に供しています。

##### 【取り組みの方向性】

市内の15福社会館のうち、築30年を越す施設が大部分を占め、老朽化が課題となっているほか、利用者の高齢化に伴うバリアフリー化やトイレの洋式化、畳から椅子が使用できる洋間への改修などの要望があり、計画的に施設の改修を図っていきます。

また、サービスの向上と経費節減を図るため、指定管理者制度の導入を進めており、現在11か所に指定管理者を指定して、施設管理の効率化を進めています。直営の福社会館についても順次、指定管理制度を導入していきます。(向小金福社会館は平成30年度より導入予定です。)

### ④ 高齢者福祉センター森の倶楽部・高齢者趣味の家（高齢者生きがい推進課）

#### 【事業概要】

高齢者が趣味と娯楽を楽しむ憩いの場として、60歳以上の方が利用できる施設です。

高齢者福祉センター森の倶楽部には、浴場、大広間、囲碁や将棋を楽しめる娯楽談話室、利用者が食事や喫茶を楽しめるレストラン、趣味のサークルや集会場などに利用できる多目的室を備えているほか、陶芸や盆栽などを楽しめる北部高齢者趣味の家を併設しています。このほかに東部高齢者趣味の家、南部高齢者趣味の家があります。

#### 【取り組みの方向性】

高齢者福祉センター森の倶楽部や各施設では各種講座を開講するとともに、健康の維持や増進を図る健康相談、娯楽や趣味活動等の利用に供していきます。

東部高齢者趣味の家は、老朽化が顕著になっていたことから、平成29年度中に建替工事を実施しました。

施設の管理運営は、指定管理者が行っています。指定管理者の管理運営状況を観察及び評価し、適正かつ効果的な指導を行うことで、利用者へのサービス向上に努めます。

### ⑤ 市民教養講座（公民館）

#### 【事業概要】

市民を対象に、社会的、現代的課題をテーマとした教養講座を開催し、市民に学習の機会を提供します。

#### 【取り組みの方向性】

市民生活が複雑化、多様化する現代社会においては、学習ニーズも多岐に亘っていますが、市民のニーズや社会の課題を把握、整理して、今後も充実した学習機会を提供していきます。また、中高年の生活面での自立を支援する講座や団塊世代の問題に関する事業を展開するなど、地域での課題に対応していきます。

### ⑥ 流山市ゆうゆう大学（公民館）

#### 【事業概要】

60歳以上の市民を対象に、継続的な集団学習の機会と仲間づくりの場として、2年制のゆうゆう大学を開設しています。

#### 【取り組みの方向性】

地域にある各公民館に2年制のゆうゆう大学を6学園開設します。

60歳以上の市民の学習ニーズの把握に努め、学園毎に現代的課題として福祉や健康等を中心に学ぶ教養科目、趣味や高齢者のニーズに対応したカリキュラムである選択科目を実施し、中高年者の生きがいや学習を通じた仲間づくりを促進していきます。

個人での学びに終わらせることなく、地域活動へとつなげるためのカリキュラムや仕組みづくりについても検討していきます。

### ⑦ 地区敬老行事の支援（高齢者生きがい推進課）

#### 【事業概要】

多年にわたり社会に尽力いただいた高齢者を敬愛し、敬老意識の普及を図るため、市内各地で開催される長寿を祝う行事の開催を支援します。

#### 【取り組みの方向性】

少子・高齢社会を迎え、地域でも高齢化が進んでいます。現在の家族形成は核家族の傾向が強く、高齢者との関係が疎遠になりがちで、社会から孤立する高齢者も少なくありません。

本市では自主性、独自性を持って活動している16地区社会福祉協議会が開催する各種敬老行事に多くの高齢者が参加できるよう引き続き支援していきます。

### ⑧ 敬老祝金（高齢者生きがい推進課）

#### 【事業概要】

長寿のお祝いと敬老意識の普及を図るため、88歳、100歳の方にお祝い金を贈呈します。

#### 【取り組みの方向性】

敬老祝金を支給することで、長寿の方を敬い、お祝いする敬老意識の高揚を図ります。

### ⑨ 敬老バスの運行（高齢者生きがい推進課）

#### 【事業概要】

高齢者の社会参加、高齢者相互のふれあいの推進、生きがい推進など高齢者の福祉の向上を図るため、レクリエーション活動の一助として敬老バスを貸出します。

#### 【取り組みの方向性】

現行制度上の利用では、午前8時30分から午後5時まで、市内在住の20名以上の団体に貸し出しを行っています。

利用時間の延長希望などの利用者の声に答えるため、利用可能時間の拡大について規則の改正を検討します。

(2) 就業の支援

① 就業相談 (商工振興課)

【事業概要】

松戸公共職業安定所と連携して、江戸川台のジョブサポート流山において、管内及び近隣地区の求人情報の提供、職業紹介を行います。また、就労相談・就職情報提供の窓口の充実を図り、高齢者の雇用を支援します。

平成26年度には、(株)セブン-イレブン・ジャパンと「地域見守りネットワーク協定」を締結し、高齢者見守りと高齢者の就業支援の取り組みを進めています。

【取り組みの方向性】

国は、少子・高齢化時代への対応として、「高齢者が健康で、意欲と能力がある限り年齢にかかわらず働き続けることができる社会の実現」を目指しており、市では再就職セミナーや仕事説明会によって高齢者の就業を継続的に支援していきます。

民間企業との連携についても、様々な企業・団体での就労につながるよう取り組みを検討していきます。

項目			平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
計画値	就職率 (市内)	60～64歳	18%	19%	20%
		65歳以上	20%		

② 公益社団法人流山市シルバー人材センターの支援 (高齢者生きがい推進課)

【事業概要】

シルバー人材センターでは、植木の剪定や除草、駐輪場の管理、屋内外清掃など、技能や知識・経験を活用できる様々な就業の機会・場所を紹介しています。引き続き運営費を補助することにより、高齢者の生きがい推進を図るとともに地域社会への参加促進を図っています。

【取り組みの方向性】

高齢者の就業の機会・場所を幅広く確保していくため引き続き必要な支援を行うとともに、広報等を活用した会員募集のPR、促進等を図っていきます。

③ 雇用促進奨励金 (商工振興課)

【事業概要】

市内に居住する障害者及び55歳以上65歳未満の高齢者で、公共職業安定所の特定求職者雇用開発助成金の受給資格決定を受けた人を雇用した市内事業主に対し、雇用促進奨励金を支援し、障害者及び高齢者の雇用を促進し、生活の安定を図ることを目的としています。

【取り組みの方向性】

国は高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、事業主に高齢者雇用確保措置の実施を義務付けています。今後も、市内企業において、流山市に住む障害者・高齢者の雇用数が増加するよう積極的に周知していきます。

### (3) 外出の支援

#### ① バリアフリーのまちづくり (道路管理課・道路建設課・まちづくり推進課・都市計画課・みどりの課)

##### 【事業概要】

高齢者にとっても安全で安心なまちづくりを進めるため、まちぐるみのバリアフリー化を推進しています。土地区画整理事業による整備をはじめ、道路の新設・改良、公園緑地等の施設整備など、まちづくりの多様な観点から取り組みを進め、利便性の向上にも努めます。

##### 【取り組みの方向性】

市による整備だけでなく、土地区画整理事業の施行者や民間事業者とも連携を図り、まち全体での取り組みが進むよう配慮していきます。

#### ② 福祉有償運送 (社会福祉課)

##### 【事業概要】

福祉有償運送は、ひとりで交通機関を利用することが難しい方を対象に、車での移動、乗り降りの介助、通院や買い物の付き添いを有償で提供するもので、市が主宰する協議会での協議を経て、国の登録を受けたNPO法人等が自家用自動車を使用して行っています。利用に際しては、障害・要介護認定等を受けている方が福祉有償運送事業者に会員として登録することで、本人及びその付添人が低額で利用することができます。

##### 【取り組みの方向性】

平成28年末現在、福祉有償運送を行うNPO法人等は6事業者で、利用車両は福祉車両6台、セダン等車両96台となっています。

高齢化の進展により、要介護認定者やひとり暮らしの高齢者等が増加し、今後の需要も高まることを見込まれます。事業者の適正なサービス提供や安全運行管理の徹底に取り組むほか、利用者の拡大に対応した支援を図っていきます。

#### ③ 高齢者等市内移動支援バス (高齢者生きがい推進課)

##### 【事業概要】

市内で送迎バスを運行している病院等の協力のもと、バスの空席を活用して高齢者の移動支援を行い、積極的に社会参加ができるまちづくりを進め、生きがいのある地域づくりに努めます。平成29年10月現在、5病院の協力を得て送迎バス8ルートで実施しています。

##### 【取り組みの方向性】

路線バス等の無い、交通不便地域の高齢者の移動手段を確保する必要があります。

市内を運行する事業所に積極的に協力の依頼を働きかけます。

項目		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
計画値	延利用者数	9,000人	9,500人	10,000人

**(2) 社会参加を通じた生きがいと介護予防の推進**

高齢者が地域活動等に積極的に参加することは、本人自身の介護予防にもつながり、生きがいや目標を持って生き生きとした毎日を送ることが期待できます。

したがって、(1)に記載した介護支援サポーター事業のほか、さまざまな地域活動が活発に展開されるように支援を行っていきます。

**① 老人クラブ活動の支援（高齢者生きがい推進課）**

**【事業概要】**

地域を豊かにするためのボランティア活動や高齢者向けのスポーツ等の実施、普及、推進を通じて生きがいや健康づくりを行う老人クラブに対して運営費を補助し、明るい長寿社会の実現と高齢者福祉の向上を図ります。

**【取り組みの方向性】**

高齢者人口が増加する中で、老人クラブの加入率は減少してきており、それに伴い、クラブ数の減少も生じています。

高齢者が生きがいを持ち、いきいきと過ごせるよう、引き続き老人クラブへの補助金の支援を継続し、クラブ数及び会員数の維持又は増加できるよう積極的に支援していきます。

項目		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
計画値	クラブ数	66クラブ	66クラブ	66クラブ
	会員数	3,300人	3,300人	3,300人

**② シルバーコミュニティ銭湯（高齢者生きがい推進課）**

**【事業概要】**

地域住民のふれあい、コミュニティの活性化、高齢者の健康の増進を図るため、70歳以上の高齢者を対象に毎月12日と22日に、指定公衆浴場を無料で利用できるようにしています。

**【取り組みの方向性】**

高齢化が進む中で利用者の増加が見込まれるため、継続して事業を展開していきます。

また、今後も広報紙、ホームページ以外でもポスターの作成等制度の周知を図ります。

項目		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
計画値	延利用回数	2,900人	3,000人	3,100人

### ③ ひとり暮らし高齢者の招待（高齢者生きがい推進課）

#### 【事業概要】

ひとり暮らしの高齢者を対象に高齢者福祉センター森の倶楽部へ招待して、演芸観賞や教養講座の受講、日帰り旅行などを通じて仲間づくりをすることで、生きがいを見出し、引きこもりの防止や介護予防を図ります。

#### 【取り組みの方向性】

平成26年度から高齢者福祉センター森の倶楽部の管理運営に指定管理者を導入しています。指定管理者の自主事業として行っており、今後もより多くのひとり暮らし高齢者が満足できるよう取り組んでいきます。また、参加者の募集については、民生委員・児童委員を通じた案内など、より多くの方が参加できるように周知に努めていきます。

### ④ 協働による市民福祉活動の推進（社会福祉課・コミュニティ課）

#### 【事業概要】

「自分たち地域の課題は、自分たちで考え、自分たちで解決に向けて行動する」という自治の姿の実現を目指して、協働のまちづくりに向けたNPOと行政のパートナーシップを強化していく必要があります。地域での公益的な市民活動（福祉・環境・まちづくり等）を行う団体等を市民活動推進センターと連携して支援することで、協働による市民福祉の促進を図ります。

#### 【取り組みの方向性】

協働まちづくりの実現に向けて公共の一翼を担う自主的な市民公益事業に対し助成する「流山市民活動団体公益事業補助金」の周知を図ります。また市民活動推進センターと連携して、市民活動の活性化を図っていきます。

### ⑤ 地域住民によるボランティア活動の促進（社会福祉課・高齢者生きがい推進課）

#### 【事業概要】

ボランティアセンターを運営する流山市社会福祉協議会や地域の自発的な敬老活動・高齢者見守り活動などを行っている地区社会福祉協議会などを支援し、連携してボランティア活動の促進と地域福祉の推進を図っています。

#### 【取り組みの方向性】

各地域に根差したボランティア活動を行っている団体に地区社会福祉協議会等がありますが、地域によって活動の頻度等に大きく差があることから、活動日数等に応じた支援をしていくことで、活動の更なる促進を図ります。

⑥ 高齢者ふれあいの家開設支援（高齢者生きがい推進課）

【事業概要】

65歳以上の高齢者が地域で自由に集える場として、民家等を活用して「高齢者ふれあいの家」を開設する個人や団体に対して、開設資金及び運営費の一部を助成します。

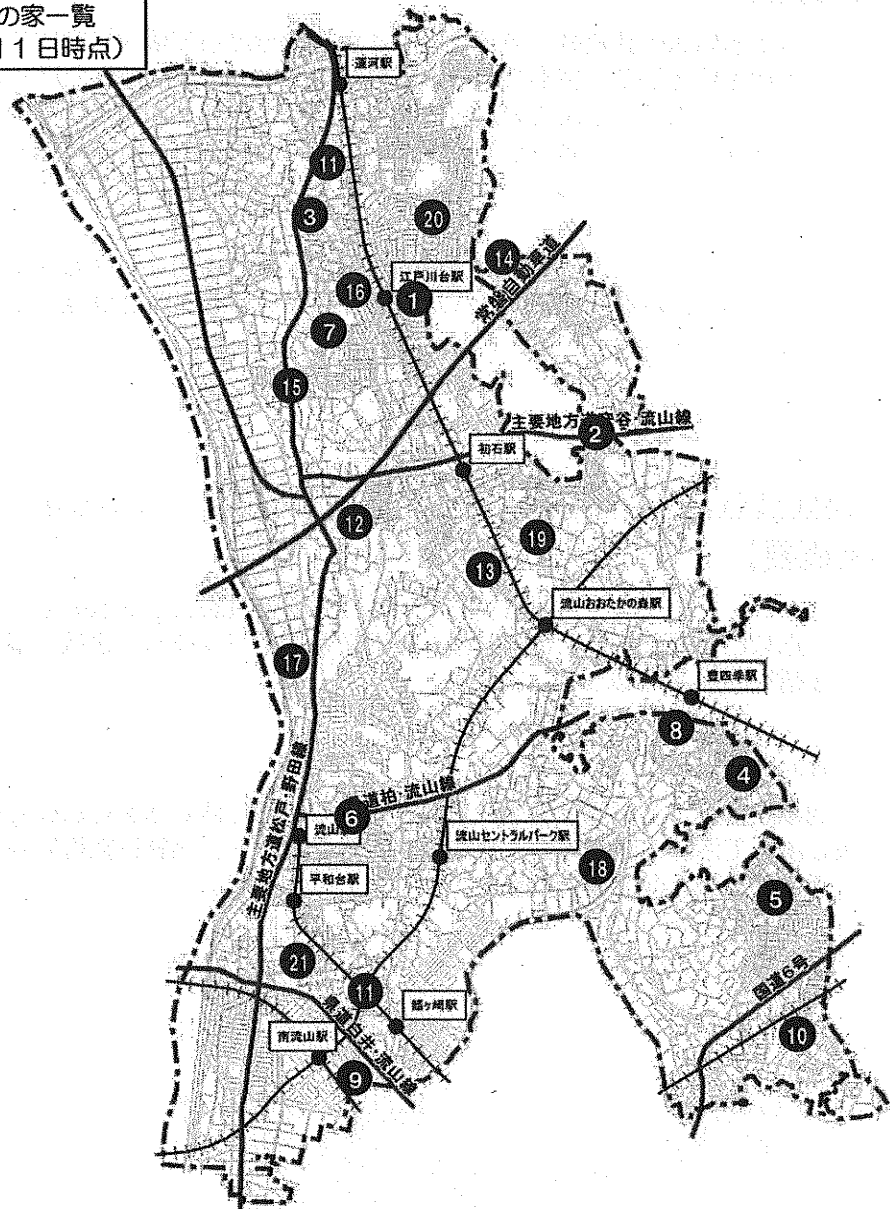
高齢者ふれあいの家は、平成29年10月現在で21か所が開設されており、高齢者の外出を促すことで、引きこもりの防止、社会参加の促進、介護予防につながっています。また、ボランティアとして活躍する高齢者の生きがいの充実、地域の子どもの多世代間の交流など多様な機能を担っています。

【取り組みの方向性】

高齢者が徒歩で通える範囲内の設置が理想であることから、自治会、NPO、個人に働きかけを行い、毎年新規開設2件の設置を目指します。

項目		平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画値	開設箇所数	23箇所	25箇所	27箇所

高齢者ふれあいの家一覧  
(平成29年10月1日時点)





# 第1章 地域ぐるみ支え合い体制づくりの推進

施設名・場所	開設日時	実施内容
①茶話やか広間 江戸川台東2-19(7156-1164)	月～金 午前10時～午後4時まで	サロン・教養講座 囲碁将棋・書道
②気晴らし喫茶室 美田69-60(7154-1325)	月～金 午後3時～午後5時まで	サロン 中国語講座
③ふれあいの家「風の村」 東深井20-29(7153-6333)	火・水・木 午前9時30分～午後4時まで	健康麻雀・健康体操 囲碁将棋
④なづのふれあいの家 野々下6-657-18(7138-6337)	月～木・土 午前10時～午後5時まで	フラワーアレンジメント・学習会・健康体操 3B体操・茶話会・囲碁・健康麻雀
⑤松ヶ丘ふれあいの家「野馬土手」 松ヶ丘2-330-111(7144-8272)	月～金 午前10時～午後4時まで	サロン・茶話会 ミニサークル・ミニ教室
⑥平和台ふれあいの家「花みずき」 平和台5-37-13(080-8497-2495)	火～土 午前10時～午後4時まで	サロン・茶話会・教養講座・ながいき100歳体操
⑦ふれあいの家「コロ一会」 富士見台2-5-6 管理事務所2階(7154-7691)	水・金 午前10時～午後4時まで	健康麻雀・囲碁将棋 サロン・折り紙・手芸
⑧豊台高齢者ふれあいの家「悠々サロン」 野々下3-958-7(7146-0362)	火～土 午前10時～午後4時まで	茶話会・囲碁将棋・コーラス・カラオケ 3B体操・手芸・パッチワーク
⑨ふれあいの家「かえるクラブ」 南流山1-13-1(080-2020-1088)	火～金 午後1時から午後4時まで	グランドゴルフ・健康麻雀・絵手紙・手芸・卓球 囲碁将棋・健康体操・かえる公園清掃
⑩向小金ふれあいの家「月見台」 向小金2-250-2(090-1262-1192)	月～金 午前10時～午後4時まで	サロン・茶話会 ミニサークル・ミニ教室・ながいき100歳体操
⑪ふれあいの家「いそいそ」 東深井94-24(090-5396-5431)	月～金 午前10時～午後4時まで	介護予防運動・ながいき100歳体操・健康麻雀 カラオケ・茶話会・笑いヨガ
⑫ふれあいの家「えがお」 若葉台3-131(7153-5733)	月～金 午前10時～午後4時まで	催し物・3B体操・介護予防体操・ヨガ・囲碁将棋 健康麻雀・高齢者福祉講座・茶話会
⑬ふれあいの家「つどい」 西初石5-177-146(7153-0173)	月・水・木 午前10時～午後4時まで	健康体操・物作り・コーラス 切手収集・折鶴・いきいき体操
⑭ふれあいの家「いきいきクラブ」 青田82-4(04-7152-0566)	月・火・水・土 午前10時～午後4時30分まで	健康麻雀
⑮ふれあいの家「きた」 中野久木429(7153-7664)	月・水(祝日の場合は火・木) 午前10時～午後2時まで	茶話会・囲碁将棋・健康麻雀 卓球・カラオケ
⑯ふれあいの家「こもれび」 美原4-198(7155-7160)	月・火・金 午前10時～午後3時まで	茶話会・運動療法・音楽療法
⑰ふれあいの家「びーすふる」 下花輪409-6 東葛病院付属診療所2階(7158-9232)	月～金 午前10時～午後4時まで	囲碁・将棋・健康麻雀・手芸 ながいき100歳体操等
⑱ふれあいの家「ふたば」 古間木278-120(7199-9586)	月・木 午前10時～午後4時まで	手芸・茶話会・囲碁・将棋・ 健康麻雀・ながいき100歳体操等
⑲ふれあいの家「おおたかの森」 東初石5-157-5(新C-91-1)(7153-0624)	火・木・日 午後1時～午後9時まで	茶話会・囲碁・将棋・ 昔あそび・踊り等
⑳ふれあいの家「雪割草」 江戸川台東3-197(080-3473-0802)	月～木・土 午前10時～午後4時30分まで	茶話会・囲碁・将棋・ 脳トレ等
㉑ふれあいの家「ふれあい倶楽部」 流山991-1 ふれあい会館(7159-5602)	月・金 午後0時～午後5時まで	健康麻雀・茶話会

(3) 高齢者福祉サービスの充実

① 布団乾燥消毒サービス（高齢者生きがい推進課）

【事業概要】

高齢者の自宅での生活維持及び健康保持を図るため、寝たきり高齢者、または高齢者のみの世帯で布団を干すことが困難な方のお宅に布団乾燥車を派遣し、乾燥消毒を行います。

【取り組みの方向性】

高齢者数の増加に伴い、布団乾燥消毒サービスの利用者も増えていくことが見込まれます。サービス提供にあたっては、申請時に個別訪問を行い十分調査して、柔軟に対応していきます。

項目		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
計画値	登録者数	70人	80人	90人
	利用回数	1,000回	1,050回	1,100回

② 高齢者外出支援サービス（高齢者生きがい推進課）

【事業概要】

高齢者の自宅での生活を維持し介護状態の進行を防止するため、ひとり暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯等で、加齢による身体機能の低下、心身の障害などの理由で一般の交通機関を利用することが困難な方に対して、市の委託を受けた事業者が移送車両で自宅の玄関から病院や介護保険施設の入り口までの移動及び昇降時の介助を行います。

【取り組みの方向性】

高齢者数の増加に伴い、高齢者外出支援サービスの利用者も増えていくことが見込まれます。高齢者の自立した日常生活の継続及び家族の身体的、精神的負担の軽減を図るため、世帯の状況を十分調査して柔軟に対応していきます。

項目		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
計画値	登録者数	230人	260人	290人
	利用回数	4,000回	4,250回	4,500回

③ 高齢者訪問理美容サービス（高齢者生きがい推進課）

【事業概要】

高齢者の自宅での生活を維持し介護状態の進展を防止するため、理容所または美容所に出向くことが困難な在宅高齢者を対象に、訪問による理美容サービスを提供することによって、継続した在宅生活の維持と質の向上を図ります。

【取り組みの方向性】

高齢者の増加に伴い、訪問理美容サービスの対象者も増えていくことが見込まれます。サービス提供にあたっては、申請時に個別訪問を行い十分調査して、柔軟に対応していきます。

項目		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
計画値	登録者数	30人	35人	40人
	利用回数	75回	100回	125回

④ 緊急通報装置の給付（高齢者生きがい推進課）

【事業概要】

ひとり暮らしの高齢者等に対し、緊急時に消防本部と連絡が取れる緊急通報装置を給付することにより、安心した在宅生活が送れるよう支援します。

【取り組みの方向性】

高齢者数の増加に伴い、緊急通報装置の設置台数も増えていくことが見込まれます。サービス提供にあたっては、申請時に個別訪問を行い十分調査して、柔軟に対応していきます。

項目		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
計画値	緊急通報装置 設置件数	20件	30件	40件

⑤ 高齢者セーフティネット活動支援事業（高齢者生きがい推進課）

【事業概要】

ひとり暮らしの高齢者等に対し、地域住民による訪問または見守りを行うことによって孤独感の解消と安否確認をするとともに、ふれあいと支えあいのある心豊かな地域福祉社会づくりを推進します。

【取り組みの方向性】

高齢者が地域で安心して暮らすために地区社会福祉協議会が実施する見守り活動を含めた福祉活動に対して支援していきます。

⑥ 給食サービス（介護支援課）

【事業概要】

食事の調達が困難なひとり暮らし等の高齢者を対象に、週1回から週3回までの範囲内で、夕食の提供を行うことで在宅生活の継続を支援します。

【取り組みの方向性】

利用対象となる高齢者の状態に従って、次の3区分により給食サービスを実施します。なお、いずれの区分についても、高齢者のみ世帯が対象となります。

区分	利用対象者	事業の位置づけ
栄養改善配食サービス	栄養改善の必要な要支援者等を対象とした給食サービス	介護予防・日常生活支援総合事業
栄養改善の必要な高齢者の食の自立支援配食サービス	栄養改善の必要な高齢者を対象とした給食サービス（総合事業を利用しない方が対象）	地域支援事業の任意事業
高齢者給食サービス	食事の調達が困難な高齢者	高齢者福祉サービス事業

\* 栄養状態の改善の必要性については、申請に基づき地域包括支援センターの専門職がアセスメント（評価）を行い、決定します。

⑦ 高齢者等ごみ出し支援事業（クリーンセンター）

【事業概要】

家庭ごみをごみ集積所まで排出することが困難なひとり暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯、ひとり暮らしの障害者又は障害者のみの世帯等に対し、家庭ごみを戸別収集することにより、在宅での生活を維持できるように支援します。

【取り組みの方向性】

家庭ごみの排出を支援するとともに、家庭ごみの排出状況に異変等が確認された場合には福祉部門に情報提供を行うなど、安否確認につながる横断的な取り組みとして実施していきます。

## (4) 地域で安心して暮らすための支援

### ① 防火・防災・緊急体制（防災危機管理課・社会福祉課・予防課）

#### 【事業概要】

自治会や関係機関等と連携し、災害が発生した場合に自力で避難することが困難な高齢者等（避難行動要支援者）の避難支援体制の構築に取り組むとともに、災害時に配慮を要する高齢者等（要配慮者）に対応できる福祉避難所の確保を図ります。

単身高齢者宅の防火診断の実施と住宅用火災警報器の設置を促進することにより、火災予防に努めています。

#### 【取り組みの方向性】

東日本大震災の教訓を踏まえて改正された災害対策基本法及び地域支え合い活動推進条例に基づき、避難行動要支援者の避難支援に当たる自治会等に、平常時から「避難行動要支援者名簿」を提供し、災害時に地域において迅速かつ円滑に避難支援活動が行える体制の構築に努めます。

通常の避難所では対応できない要配慮者の受け入れ先として、特別養護老人ホーム等を福祉避難所として使用できるよう社会福祉法人等と協定を締結してきました。今後も新たな施設等の開設にあわせて協定を締結するとともに、要配慮者に対応した食糧の備蓄も進めていきます。

単身高齢者宅の防火診断の実施と住宅用火災警報器の設置を促進することにより火災予防に努めていきます。

### ② 防犯対策（コミュニティ課）

#### 【事業概要】

流山市内で高齢者が振り込め詐欺等の犯罪に遭わないよう、所轄警察署等の関係機関と連携し街頭啓発を行うなどの活動を実施することで防犯意識の向上を図ります。

また、地域の中での防犯活動を推進し、高齢者の防犯意識の向上を図り、高齢者を対象とした防犯対策の啓発を図ります。

#### 【取り組みの方向性】

所轄警察署及び関係機関と連携し、啓発品の配布や街頭啓発を行うなどの活動を実施していきます。高齢者が犯罪に遭わないよう、地域での防犯活動を推進するため、活動支援体制の強化を図ります。

また、市内犯罪情報の周知を図るため、安心メールで市内犯罪発生情報を随時配信し、防犯関係団体からは犯罪情報を文書で配布するなど、引き続き広報活動を継続していきます。

### ③ 交通安全対策（道路管理課）

#### 【事業概要】

高齢者を対象とした交通安全の啓発並びに交通安全施設の設置・管理を行っています。

#### 【取り組みの方向性】

高齢者人口が増加傾向にあり、高齢者が関係する交通事故が多発することが予測されることから、交通安全教育の充実及び啓発指導を推進し、交通事故防止に取り組めます。さらに、交通安全施設の設置・補修についても併せて推進します。

7 高齢者の住まいに係る施策の推進

(1) 高齢者が安心して居住する場の確保

① 高齢者の住み替え支援（建築住宅課・高齢者生きがい推進課）

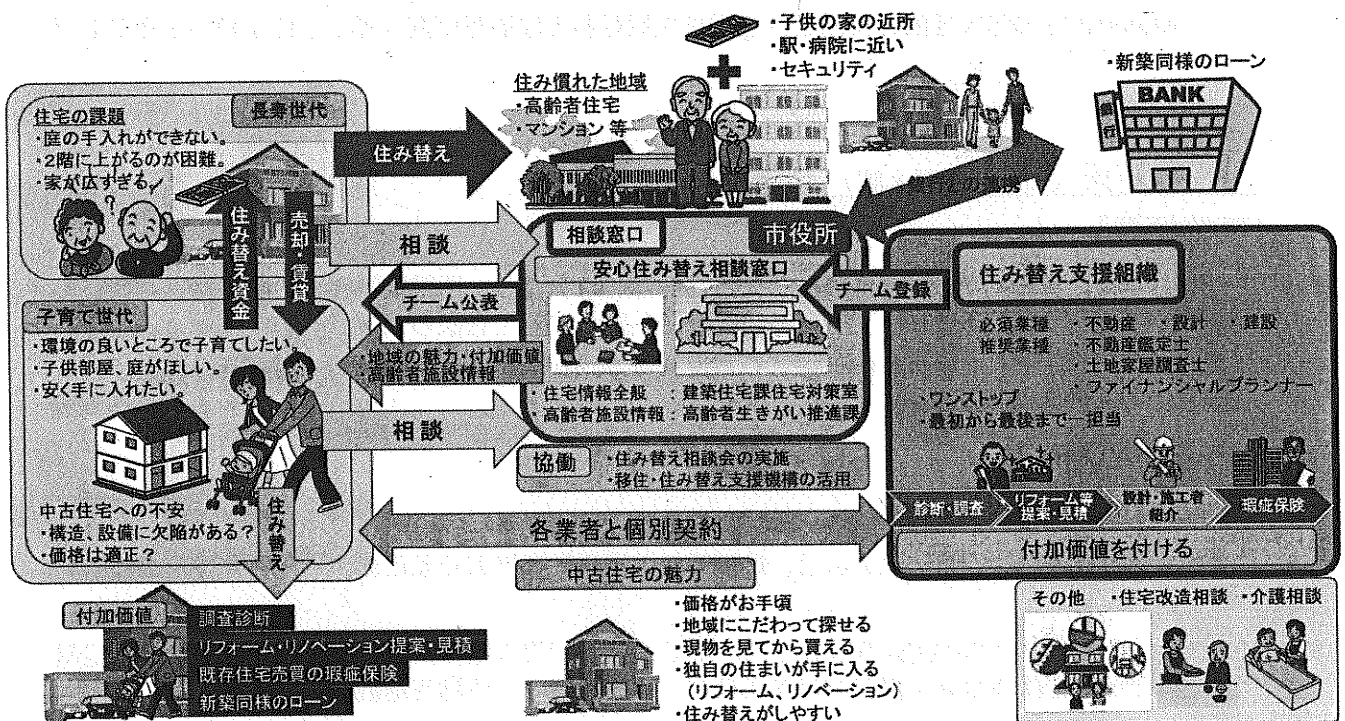
【事業概要】

既存市街地を中心に高齢化が進む中で、所有する戸建住宅の維持管理が困難になり、住み続けることが困難になる高齢者が増えています。住宅の賃貸や売却、リフォームや二世帯住宅への建て替え、マンションへの住み替えや高齢者向け住宅等への入居など、高齢者の住み替えに関する相談窓口を設け、高齢者が安心して本市に住み続けられるよう支援します。

【取り組みの方向性】

高齢者の住み替えやその後の土地・建物の有効活用を支援する「高齢者住み替え支援制度」や住み替え相談会などを通じて、高齢者が安心して本市に住み続けられるよう支援していきます。

図 22) 高齢者住み替え支援制度



## ② ケアハウス（高齢者生きがい推進課）

### 【事業概要】

原則として60歳以上で、自炊ができない程度の身体機能の低下が認められ、または高齢のために独立して生活するには不安が認められ、家族の援助を受けられないといった自立生活に不安のある高齢者の居住場所として、ケアハウスの情報を提供します。

### 【取り組みの方向性】

ケアハウスへの入居を必要とする方に対して、既存施設の情報を丁寧に説明していきます。

## ③ サービス付き高齢者向け住宅（高齢者生きがい推進課）

### 【事業概要】

ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増えている中、自立生活に不安のある高齢者の居住場所が求められています。バリアフリー化され暮らしやすい環境を考慮した住まいとして、民間活力によって、介護付き有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の整備を進めます。

### 【取り組みの方向性】

日常生活に不安を抱える高齢者の安心した住まいとしての活用や、訪問介護や通所系サービスなどの利用により介護がより必要な状態になっても、生活の継続ができる住まいとして期待されています。利用ニーズを見極めつつ、民間活力によりバランスよく整備を図っていく予定です。

一方で、入居に際しては、出来る限り流山市民を優先入居させること、他市の被保険者の入居については住所特例により対応することなど適切な事業者指導を行います。

## (2) 在宅の居住環境の整備

### ① 住宅改修支援事業（介護支援課）

#### 【事業概要】

介護支援専門員に対して、ケアプランの利用のない場合の住宅改修に係る理由書作成に対する支援を行うことで、適正な住宅改修を支援していきます。

#### 【取り組みの方向性】

ケアプラン利用のない方の住宅改修の支援として、引き続き実施していきます。

### ② 住宅改造費の助成（高齢者生きがい推進課）

#### 【事業概要】

運動機能の低下や身体に障害があることで在宅生活に支障がある高齢者が、住み慣れた自宅で安心して暮らせる住環境づくりを支援するため、住宅の改造費の一部を助成します。

#### 【取り組みの方向性】

高齢者数の増加に伴い、今後ますます利用増加が見込まれることから、利用申請者の実態を把握して適正に執行していきます。

